



資料3 地球温暖化対策推進法等を活用した 地域脱炭素施策・地域共生型再エネの推進

令和5年4月27日
環境省 大臣官房地域政策課

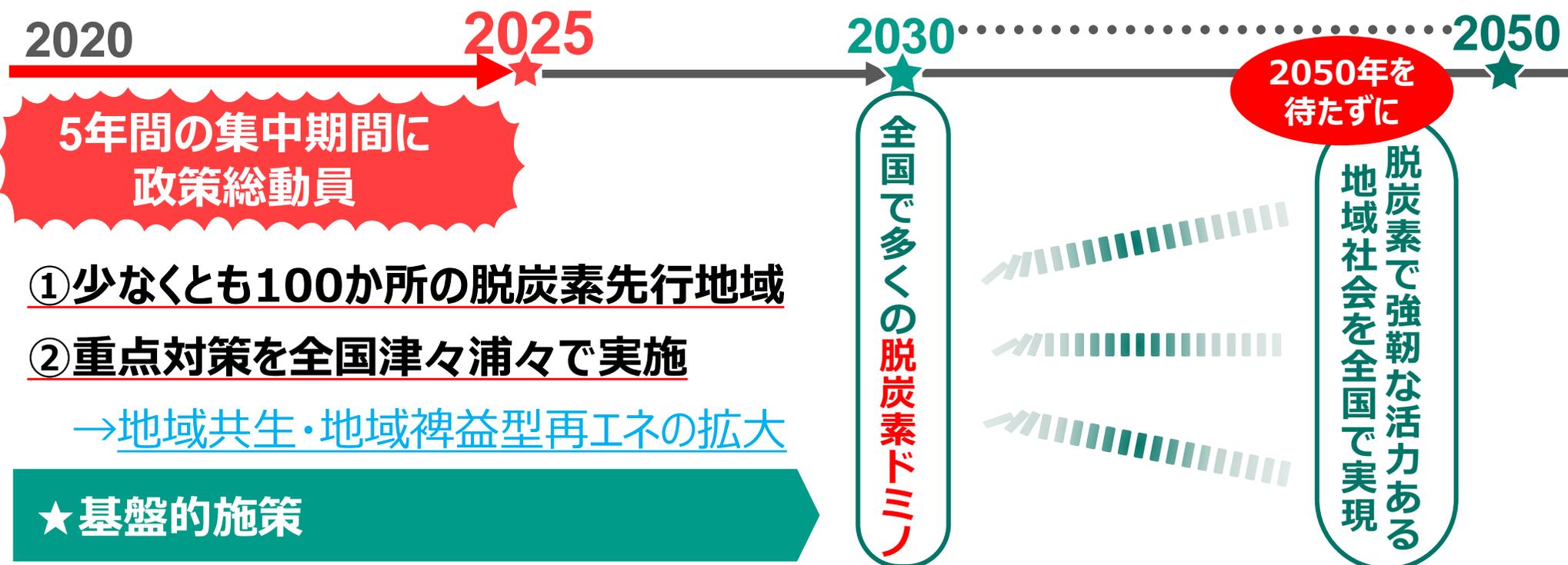


1. 地球温暖化対策推進法等を活用した 地域脱炭素施策の推進

1-1. 地域脱炭素に関する近年の動向

地域脱炭素の政策的背景

- 2020年10月、菅前総理による**2050年カーボンニュートラル宣言**がされ、**脱炭素社会の実現に向けて、国と地方で検討を行う新たな場を創設**することが示された。
- 国と地方が協働・共創して2050年までのカーボンニュートラルを実現するため、**地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる分野**を中心に脱炭素方策を議論する「**国・地方脱炭素実現会議**」を設置。2021年6月に「**地域脱炭素ロードマップ**」を決定。
- 2021年6月に改正地球温暖化対策推進法が公布され、**地域における合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業を促進する、地域脱炭素化促進事業に関する制度が創設**。2022年4月から施行。



- 地域脱炭素ロードマップに基づき、少なくとも100か所の脱炭素先行地域で、**2025年度までに、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋**をつけ、**2030年度までに実行**。
- 農村・漁村・山村、離島、都市部の街区など多様な地域において、**地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現**しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示す。

脱炭素先行地域とは

民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減も地域特性に応じて実施する地域。

$$\boxed{\text{民生部門の電力需要量}} = \boxed{\text{再エネ等の電力供給量}} + \boxed{\text{省エネによる電力削減量}}$$

脱炭素先行地域の範囲の類型

全域	市区町村の全域、特定の行政区等の全域
住生活エリア	住宅街・住宅団地
ビジネス・商業エリア	中心市街地（大都市、地方都市） 大学、工業団地、港湾、空港等の特定サイト
自然エリア	農村・漁村・山村、離島、観光地・自然公園等
施設群	公共施設等のエネルギー管理を一元化することが合理的な施設群
地域間連携	複数の市区町村の全域、特定エリア等（連携都市圏の形成、都道府県との連携を含む）

<第3回選定における重点選定モデル>

- ① 関係省庁と連携した**施策間連携**、② 複数の地方公共団体が連携した**地域間連携**、③ **地域版GX**に貢献する取組、④ **民生部門電力以外**の温室効果ガス削減の取組

スケジュール

第1回選定	第2回選定	第3回選定	以降
<2022年> 1月25日～2月21日 公募実施 4月26日 結果公表 ※79件の計画提案から 26件 を選定 6月1日 選定証授与式	<2022年> 7月26日～8月26日 公募実施 11月1日 結果公表 ※50件の計画提案から 20件 を選定 12月20日 選定証授与式	<2023年> 2月7日～2月17日 公募実施 ※ 58件 の計画提案 ※第4回公募は8月頃に実施予定	年2回程度、 2025年度まで 募集実施

株式会社 脱炭素化支援機構の活用による民間投資の促進

脱炭素に資する多様な事業への投融資（**リスクマネー供給**）を行う官民ファンド
「株式会社 脱炭素化支援機構」 設立

（地球温暖化対策推進法に基づき**2022年10月28日**に設立）

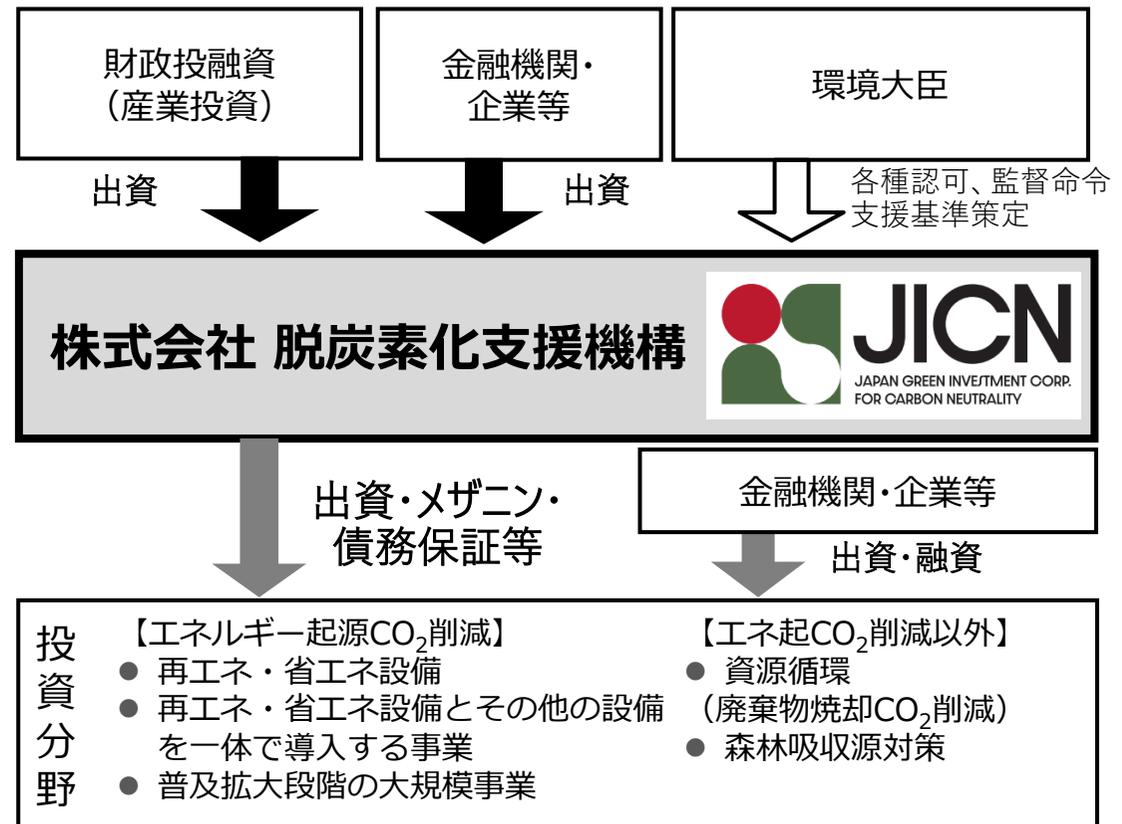
組織の概要

【設立時出資金】204億円

- 民間株主（82社、102億円）：
 - ・金融機関：日本政策投資銀行、3メガ銀、地方銀行など57機関
 - ・事業会社：エネルギー、鉄鋼、化学など25社
- 国（財政投融資（産業投資）、設立時102億円）
 - ・R4：最大200億円（設立時資本金102億円含む）
 - ・R5：最大400億円＋政府保証（5年未満）200億円

支援対象・資金供給手法

- 再エネ・蓄エネ・省エネ、資源の有効利用等、脱炭素社会の実現に資する幅広い事業領域を対象。
- 出資、メザニンファイナンス（劣後ローン等）、債務保証等を実施。



（想定事業イメージ例）

- ・地域共生・裨益型の再生可能エネルギー開発
- ・プラスチックリサイクル等の資源循環
- ・火力発電のバイオマス・アンモニア等の混焼
- ・森林保全と木材・エネルギー利用 等

脱炭素に必要な資金の流れを太く・早くし、地方創生や人材育成など価値創造に貢献

- エネルギー安定供給の確保が世界的に大きな課題となる中、GX（グリーントランスフォーメーション）を通じて脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現するべく、GX実行会議等における議論を踏まえ、「GX実現に向けた基本方針」が取りまとめられた（令和5年2月10日）。
- 地域脱炭素の関連では、基本方針において、**温対法等を活用した地域主導の再エネ導入、脱炭素先行地域を通じたGXの社会実装、地方公共団体の事務・事業における地域脱炭素の率先実施等**が位置づけられた。

○「GX実現に向けた基本方針」（令和5年2月10日）

2. エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXに向けた脱炭素の取組

(2) 今後の対応

2) 再生可能エネルギーの主力電源化

(略) このため、直ちに取り組む対応として、太陽光発電の適地への最大限導入に向け、関係省庁・機関が一体となって、公共施設、住宅、工場・倉庫、空港、鉄道などへの太陽光パネルの設置拡大を進めるとともに、**温対法等も活用しながら、地域主導の再エネ導入を進める。**また、出力維持に向けた点検・補修などのベストプラクティスの共有を図る。

5. 社会全体のGXの推進

(2) 需要側からのGXの推進

1) 地域・くらしのGX

(略) このため、**地球温暖化対策計画に基づき、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、2025年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定し、各府省庁の支援策も活用することで、GXの社会実装を後押しする。**また、地域脱炭素に向けた「重点対策」を実施し、地域脱炭素を加速化していくため、政府による財政的な支援も活用し、**地方公共団体は、公営企業を含む全ての事務及び事業について、地域脱炭素の基盤となる重点対策（地域共生・ひ益型の再生可能エネルギー導入、公共施設等のZEB化、公用車における電動車の導入等）を率先して実施するとともに、企業・住民が主体となった取組を加速する。「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしをつくる国民運動」等を通じ、国民・消費者の行動変容・ライフスタイル変革を促し、需要を喚起する。**

地域共生型再エネの導入の推進

再エネの最大限の導入のためには、**地域における合意形成が図られ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネを増やすことが重要。**

環境省は、地域共生型の再エネ導入を支援

- 適正な環境配慮の確保と、地域の合意形成の推進
- 地域の住民・事業者が、積極的に事業に関与、連携
- 地域経済の活性化、防災などの社会課題の解決に貢献

環境省による取組

- 改正温対法に基づく再エネ促進区域（地域脱炭素化促進事業）の運用に関する支援を実施
- 環境アセスメント制度により、地域共生型の事業計画の立案を促進
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金等による支援を実施



地域資源を活用した再エネ事業による地域振興



公共施設を活用した再エネ導入

迷惑施設と捉えられる再エネには厳しく対応

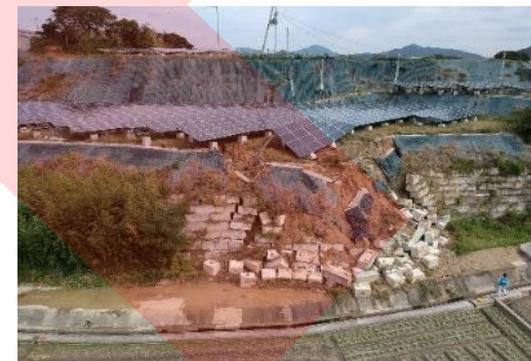
- 地域における合意形成が不十分なまま事業に着手
- 安全性が確保されず、自然環境・生活環境への適正な配慮が不足

環境省による取組

- 環境アセスメント制度等により、環境への適正な配慮とパブリックコンサルテーションの確保。これらが不十分な事業に対し、環境大臣意見を述べる際は厳しく対応（例：埼玉県小川町^{おがわまち}での事例）
- 各省における、個別法による立地規制や、事業法による事業規律の確保の取組との連携



傾斜地の崩壊が発生したため、法肩部分の架台が流出した事例



法面保護工が崩れて流出した事例

出典：いずれも、地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン2019年版（NEDO）

2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明 自治体

2023年3月31日時点



東京都・京都市・横浜市を始めとする934自治体（46都道府県、531市、21特別区、290町、46村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。**表明自治体総人口約1億2,577万人**※。

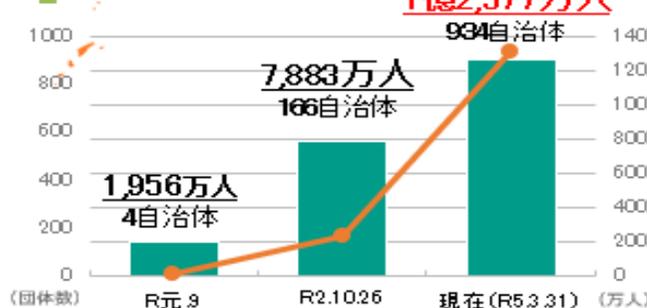
※表明自治体総人口（各地方公共団体の人口合計）では、都道府県と市区町村の重複を除外して計算しています。

表明都道府県（1億2,325万人）

■ 都道府県表明済



自治体人口・数の推移



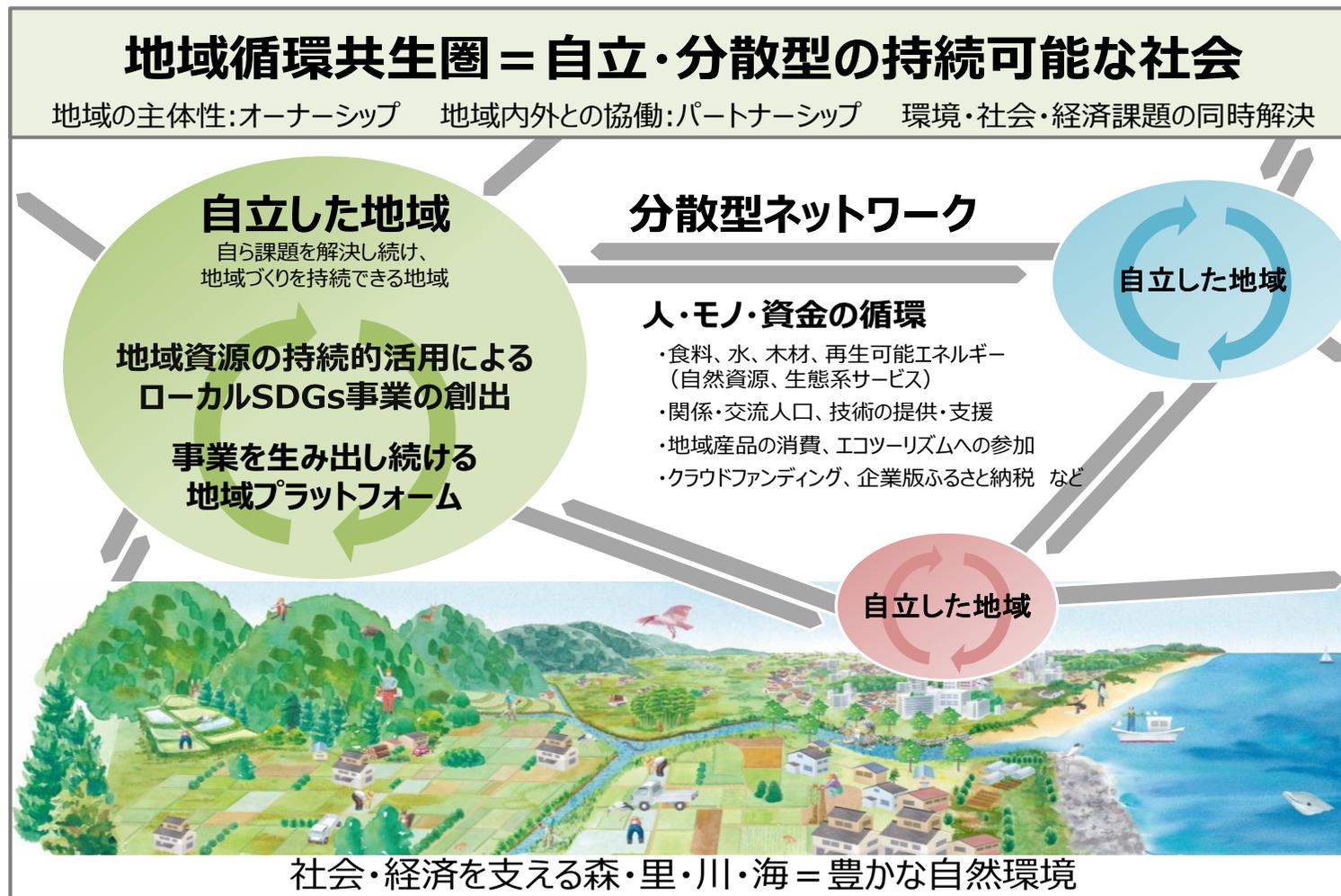
表明市区町村（9,847万人）

都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
北海道	札幌市	東京都	23特別区	愛知県	名古屋市	大阪府	大阪市	和歌山県	和歌山市
青森県	青森市	神奈川県	横浜市	徳島県	徳島市	兵庫県	神戸市	鳥取県	鳥取市
岩手県	盛岡市	新潟県	新潟市	香川県	高松市	奈良県	奈良市	徳島県	松山市
宮城県	仙台市	富山県	富山市	高知県	高松市	和歌山県	和歌山市	高松市	高松市
秋田県	秋田市	石川県	金沢市	佐賀県	佐賀市	徳島県	徳島市	高松市	高松市
山形県	山形市	福井県	福井市	長門県	下関市	高松市	高松市	高松市	高松市
福島県	福島市	滋賀県	彦根市	山口県	下関市	高松市	高松市	高松市	高松市
茨城県	水戸市	岐阜県	岐阜市	徳島県	徳島市	高松市	高松市	高松市	高松市
栃木県	宇都宮市	長野県	長野市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市
群馬県	前橋市	山梨県	山梨市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市
埼玉県	さいたま市	静岡県	静岡市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市
千葉県	千葉市	愛知県	名古屋市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市
東京都	23特別区	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市
神奈川県	横浜市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市
新潟県	新潟市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市
富山県	富山市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市
石川県	金沢市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市
福井県	福井市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市
岐阜県	岐阜市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市
静岡県	静岡市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市
愛知県	名古屋市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市
大阪府	大阪市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市
兵庫県	神戸市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市
和歌山県	和歌山市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市
鳥取県	鳥取市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市
徳島県	徳島市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市
香川県	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市
高知県	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市
佐賀県	佐賀市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市
長門県	下関市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市
山口県	下関市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市
徳島県	徳島市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市
高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市	高松市

*朱書きは表明都道府県、その他の色書きはそれぞれ共同表明団体、市区町村の表明のない都道府県名は省略

地域循環共生圏（2018年、第5次環境基本計画）

「地域循環共生圏」は、地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方。



1-2. 地方公共団体実行計画制度の概要

地方公共団体実行計画制度の概要①



地方公共団体は、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、**地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体実行計画（地方公共団体の温室効果ガス削減計画）を策定**することとされている。

1. 事務事業編（すべての地方公共団体に義務づけ）

① **公共施設における再エネ・省エネ設備導入**など、**自らの事務及び事業**に関する温室効果ガス削減計画

2. 区域施策編

① 事業者・住民等の取組も含めた**区域全体の削減計画**。以下4項目の施策と、**施策の目標**※を定める。
(**都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市に義務づけ、その他市町村は努力義務**※。)

- **再生可能エネルギー導入の促進**
- 地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進
- 都市機能の集約化、公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善
- 循環型社会の形成

② すべての市町村は、①に加えて、**地域の再エネ事業（地域脱炭素化促進事業）の実施に関する要件**
(対象となる区域（**促進区域**）、事業に求める**地域貢献の取組**等）を定めるよう努める※。
また、当該要件を満たす**事業計画について認定**を行う。

③ 都道府県は、①に加えて、**市町村が促進区域を定める際の環境配慮の基準**を定めることができる※。

※ 区域施策編の策定事項に施策の目標が追加されたこと、市町村は区域施策編の策定について努力義務とされたこと、地域脱炭素化促進事業に関する事項は令和3年の温対法改正によるもの。

地方公共団体実行計画制度の概要②

地球温暖化対策推進法の改正や地球温暖化対策計画の改定により、**地方公共団体は新たに地方公共団体実行計画の改定等の対応が求められている。**

事務事業編における対応

- 地球温暖化対策計画の改定により、**地方公共団体が自らの事務事業において、政府実行計画に準じて取り組むこととされた。**

2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し

積極的な再エネ電力調達

新築建築物のZEB化

太陽光発電の最大限導入

電動車・LED照明の導入徹底

廃棄物の3R+Renewable



- 実行計画マニュアルにおいても、政府実行計画を踏まえた野心的な目標設定を推奨している。

区域施策編における対応

- 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定については、**都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市が義務づけられており、温対法の改正によりその他の市町村は努力義務とされた。**
- 区域施策編において、**再エネ目標の設定をはじめとする施策の実施に関する目標を定めることが規定された。**

【温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項】

- ✓ 再生可能エネルギー導入の促進
- ✓ 都市機能の集約化、公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善
- ✓ 地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進
- ✓ 循環型社会の形成

- 実行計画マニュアルにおいて、温対計画に即して、長期目標として**カーボンニュートラルの達成**、中期目標として**野心的な目標（46%削減等）**の設定を推奨している。

地方公共団体実行計画制度の施行状況

地方公共団体実行計画の策定状況については以下のとおり。小規模な団体における策定・実行が課題。

地方公共団体実行計画策定状況（2022年12月時点調査）

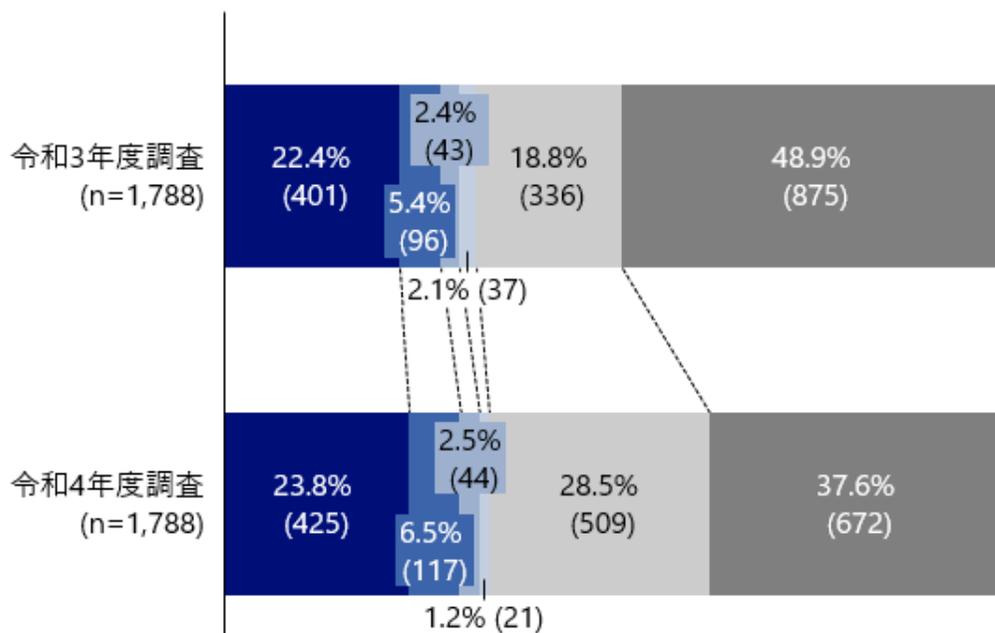
団体区分	回答団体数	事務事業編		区域施策編	
		策定団体数	策定率	策定団体数	策定率
都道府県	47	47	100%	47	100%
政令指定都市	20	20	100%	20	100%
中核市	62	62	100%	62	100%
施行時特例市	23	23	100%	23	100%
その他人口10万人以上の市区町村	176	175	99.4%	121	68.8%
人口3万人以上10万人未満の市区町村	486	478	98.4%	187	38.5%
人口1万人以上3万人未満の市町村	455	410	90.1%	81	17.8%
人口1万人未満の市町村	519	400	77.1%	66	12.7%
その他市区町村計 (政令指定都市、中核市、施行時特例市除く)	1,636	1,463	89.4%	455	27.8%
計（都道府県＋市区町村）	1,788	1,615	90.3%	607	34.0%
地方公共団体の組合	1,508	600	39.8%		
計	3,296	2,215	67.2%		

1-3. 地方公共団体実行計画（区域施策編） の現状と課題

区域施策編の策定・改定状況

令和3年度調査と令和4年度調査を比較すると、「区域施策編を策定済み、かつ計画期間中」の団体は、**497団体（27.8%）から542団体（30.3%）へ増加**。「未策定かつ今後も策定予定なし」の団体数は875団体（48.9%）から672団体（37.6%）へと減少した一方、**小規模な自治体ほど計画策定率が低い**。

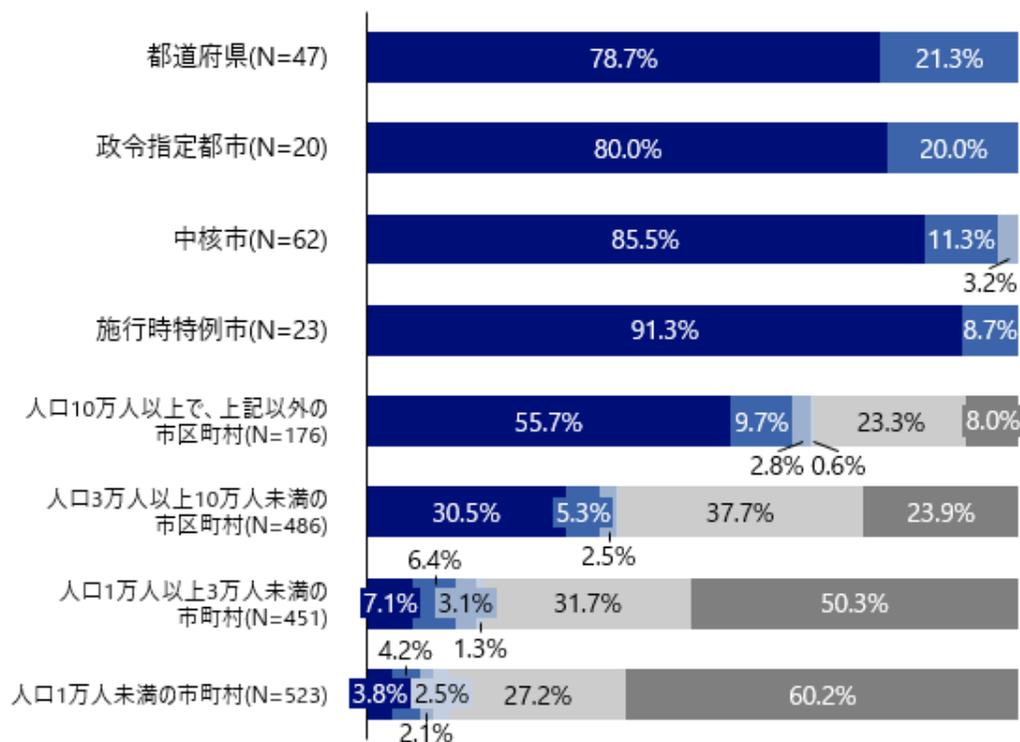
2022年12月1日現在の区域施策編の策定・改定状況



*令和3年度調査においては、2021年10月1日時点の回答

- 現在、計画期間中であり、2022年12月1日以降に改定する予定がある
- 現在、計画期間中であり、2022年12月1日以降に改定する予定はない
- 既に計画期間を超過しており、2022年12月1日以降に改定する予定がある
- 既に計画期間を超過しているが、2022年12月1日以降に改定する予定はない
- 過去に一度も策定したことがないが、2022年12月1日以降に策定する予定がある
- 過去に一度も策定したことがなく、2022年12月1日以降も策定する予定はない

2022年12月1日現在の区域施策編の策定・改定状況【団体区分別】



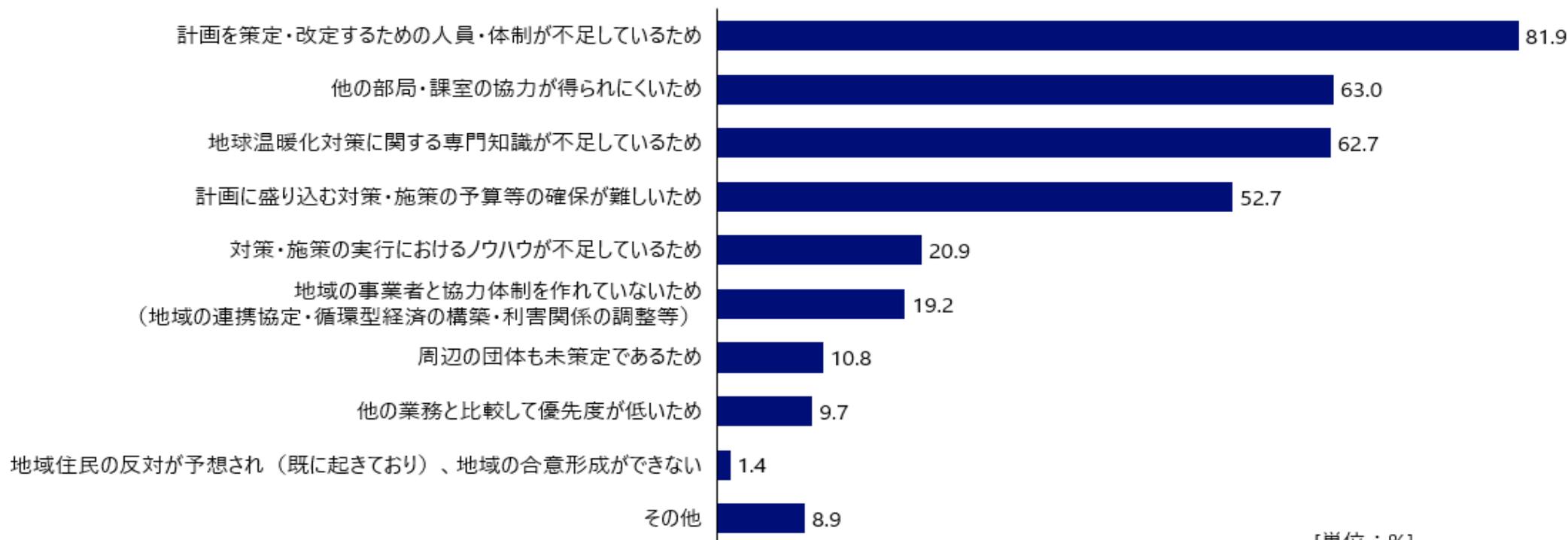
出典：環境省地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果（令和4年12月1日現在）

未回答の団体については、前年度の回答内容から策定状況を引用。うち、改定・策定を2021年度あるいは2022年度に予定していた団体に対しては更新状況を確認した。

区域施策編の策定・改定における課題

区域施策編の策定・改定における課題は、「計画を策定・改定するための人員・体制が不足している」が最も多く、「他の部局・課室の協力が得られにくい」、「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足している」、「計画に盛り込む対策・施策の予算等の確保が難しい」、「対策・施策の実行におけるノウハウが不足している」、「地域の事業者と協力体制を作れていない」などが続く。

区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由【Q2-1(3)】



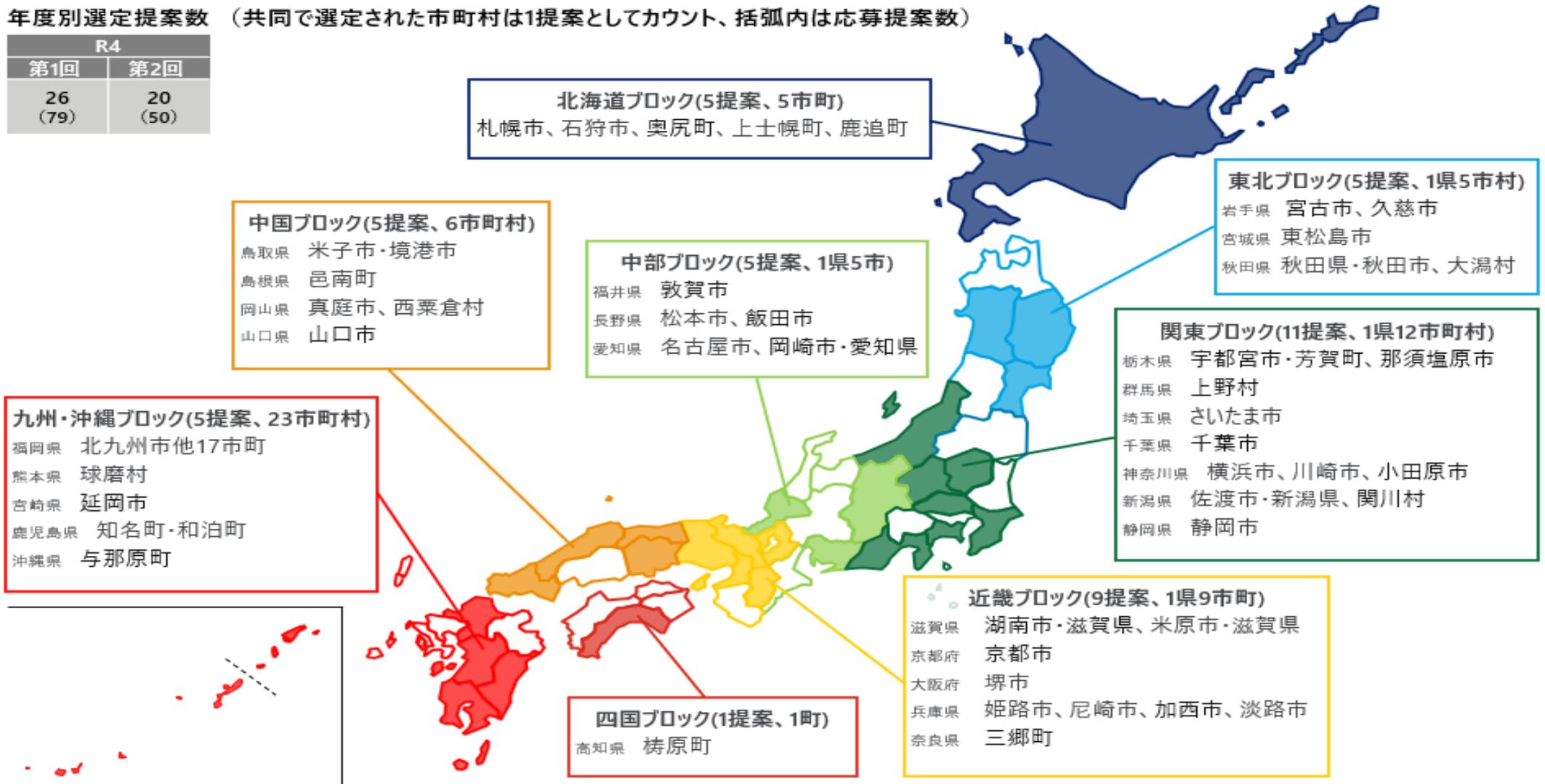
[単位：%]
[n=1,107 (団体)]

脱炭素先行地域（46提案）

- 全国で46の脱炭素先行地域を選定。
- 脱炭素先行地域の取組は、区域施策編に位置づけられることが想定される。

年度別選定提案数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

R4	
第1回	第2回
26 (79)	20 (50)



脱炭素先行地域の提案者と共同提案者一覧

- 評価された提案の大半は、発電事業者等との共同提案であり、共同提案のない選定団体においても、具体的な関係者と連携体制を構築している。
- 脱炭素事業は地方公共団体だけで取り組むことはできず、脱炭素技術・製品等に精通した民間事業者等との連携が不可欠であることから、第3回の公募では、**民間事業者等との共同提案を必須とする。**

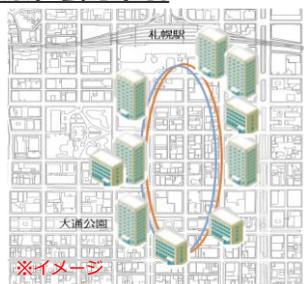
都道府県	主たる提案者	共同提案者
北海道	札幌市	北海道ガス株式会社、株式会社北海道熱供給公社、北海道電力株式会社、国立大学法人北海道大学、公益財団法人北海道科学技術総合振興センター（ノーステック財団）
北海道	石狩市	
北海道	奥尻町	株式会社越森石油電器商会、エル電株式会社
北海道	上士幌町	
北海道	鹿追町	
岩手県	宮古市	国立大学法人東北大学、宮古市脱炭素先行地域づくり準備会議
岩手県	久慈市	久慈地域エネルギー株式会社、株式会社岩手銀行
宮城県	東松島市	一般社団法人東松島みらいとし機構
秋田県	秋田県	秋田市
秋田県	大湯村	
栃木県	宇都宮市	芳賀町、宇都宮ライトパワー株式会社、N T Tアノードエナジー株式会社、東京ガスネットワーク株式会社栃木支社、東京電力パワーグリッド株式会社栃木総支社、関東自動車株式会社
栃木県	那須塩原市	那須野ヶ原みらい電力株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社栃木北支社
群馬県	上野村	
埼玉県	さいたま市	埼玉大学、芝浦工業大学、東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社
千葉県	千葉市	TNクロス株式会社
神奈川県	横浜市	一般社団法人横浜みなとみらい2.1
神奈川県	川崎市	脱炭素アクションみぞのくち推進会議、アマゾンジャパン合同会社
神奈川県	小田原市	東京電力パワーグリッド株式会社小田原支社
新潟県	佐渡市	新潟県
新潟県	関川村	
長野県	松本市	大野川区、信州大学
長野県	飯田市	中部電力株式会社
静岡県	静岡市	

都道府県	主たる提案者	共同提案者
愛知県	名古屋市	東邦ガス株式会社
福井県	敦賀市	北陸電力株式会社
愛知県	岡崎市	愛知県、三菱自動車工業株式会社
滋賀県	湖南市	滋賀県、こなんウルトラパワー株式会社、株式会社滋賀銀行
滋賀県	米原市	滋賀県、ヤンマーホールディングス株式会社
京都府	京都市	
大阪府	堺市	
兵庫県	姫路市	関西電力株式会社
兵庫県	尼崎市	阪神電気鉄道株式会社
兵庫県	加西市	プライムプラネット エナジー & ソリューションズ株式会社
兵庫県	淡路市	株式会社ほくだん、シン・エナジー株式会社
奈良県	三郷町	医療法人藤井会、社会福祉法人樟橋会、学校法人奈良学園、株式会社農業公園信貴山のどか村、Daigas エナジー株式会社、一般社団法人地域共生エコ・エネ推進協会、日本環境技研株式会社、株式会社三郷ひまわりエナジー、大和信用金庫
鳥取県	米子市	境港市、ローカルエナジー株式会社、株式会社山陰合同銀行
島根県	邑南町	おおなんきりエネルギー株式会社
岡山県	真庭市	
岡山県	西粟倉村	株式会社中国銀行、株式会社エックス都市研究所、テクノ矢崎株式会社
山口県	山口市	西日本電信電話株式会社、NTTアノードエナジー株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所、NTTビジネスソリューションズ株式会社、株式会社山口銀行、株式会社YMFG ZONEプランニング
高知県	梼原町	
福岡県	北九州市	直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
熊本県	球磨村	株式会社球磨村森電力、球磨村森林組合
宮崎県	延岡市	延岡市ニュータウン脱炭素再生コンソーシアム
鹿児島県	知名町	和泊町、リコージャパン株式会社、一般財団法人サステナブル経営推進機構
沖縄県	与那原町	与那原脱炭素地域づくりコンソーシアム

脱炭素先行地域の例

積雪寒冷地×大都市の脱炭素化 (北海道札幌市)

- 寒冷市街地特有の地域熱供給ネットワークと連携し、CNガスや木質バイオマスによる中心市街地の**電気・熱の脱炭素化**を実現
- **再エネ由来水素サプライチェーン**を構築し、市内のエネルギー需要の不足を市外で製造された水素で供給し、**水素社会を牽引**



※イメージ

LRTを中心としたゼロカーボンムーブの実現 (栃木県宇都宮市・芳賀町)

- 太陽光発電・大規模蓄電池を導入して100%再エネで稼働するLRTやEVバスを中心に**ゼロカーボンムーブ**を実現
- 需要家側蓄電池の制御やEVバスを調整電源として活用し、**高度なEMS**を構築し、中心市街地の脱炭素化を実現



全国初の全線新設LRT: Light Rail Transit
(令和5年8月供用開始予定)

全村脱炭素化で林業再生・活性化 (群馬県上野村)

- 村内の**森林を最大限活用**した木質バイオマスによる熱電併給・薪ストーブの導入
- 系統を活用した**地域マイクログリッド**を構築し、レジリエンス強化
- 「山村全域の脱炭素化」×「**林業再生・活性化**」×「安心・安全なまち」を実現し、**移住・定住を促進**



世界で戦える脱炭素都市を目指して (神奈川県横浜市)

- エネルギー需要量の高い**みなとみらい21地区**の商業施設を、**市営住宅等**を活用した**太陽光発電導入**、**東北13市町村等からの再エネ電気調達**、**大規模デマンドレスポンス(需要調整)**により脱炭素化、世界の都市間の競争力を向上



みなとみらい21含む市内沿岸部

脱炭素で耕作放棄地再生 (滋賀県米原市・滋賀県)

- **耕作放棄地**において、**ソーラーシェアリング**を実施するとともに、**AI・IoTを実装した環境配慮型栽培ハウス**(空調等に省CO₂設備導入・リユース単管パイプ等)を導入し、公共施設等を脱炭素化することで、農福連携等を推進



環境配慮型栽培ハウスのイメージ

文化遺産の継承と地域コミュニティ活性化 (京都府京都市)

- 寺社などの100箇所の文化遺産を、僧侶が起業した地域エネルギー会社と連携して脱炭素化し、**文化の持続的な継承**を図る
- EVタクシーを活用したゼロカーボン修学旅行の実施や商店街アーケード・大学などの交流拠点の脱炭素化を進め、市内外への波及効果を狙う



伏見稲荷大社



東本願寺

重点対策加速化事業（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）は、全国津々浦々で重点的に導入促進を図るべき屋根置きなど自家消費型の太陽光発電やゼロカーボンドライブなどの取組を、**地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する場合に支援**を行うものであり、2030年度排出削減目標達成等のために全国的な再エネ導入等の底上げを図るもの。

重点対策①

屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

【京都府京都市の事例】

- **条例で独自に義務づける基準量以上の再エネを導入する約700施設への太陽光発電導入を支援。**



事業所の屋根置き太陽光発電設備

重点対策②

地域共生・地域裨益型再エネの立地

【高知県の事例】

- **県内市町村と連携し、JA等への木質バイオマス設備約60台の導入を支援。**



ビニールハウス用
バイオマスボイラー

重点対策③

公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導

【長野県の事例】

- **警察駐在所をゼロカーボン駐在所としてZEB化**



ゼロカーボン駐在所

重点対策④

住宅・建築物の省エネ性能等の向上

【山形県の事例】

- **県独自の高性能住宅「やまがた健康住宅」600戸の導入を支援。省エネ設備だけではなく、太陽光や蓄電池の同時導入を支援。**



やまがた健康住宅 資料) 飯豊町

重点対策⑤

ゼロカーボン・ドライブ

【島根県美郷町の事例】

- **個人への車載型蓄電池75台導入を支援（町の協調補助あり）。災害協定を交わし、大規模災害の際に非常用電源として活用。**



電気自動車からの外部給電

重点対策加速化事業の選定状況

- 令和5年3月14日現在、重点対策加速化事業として**32自治体を選定（11県、21市町）**
- **重点対策加速化事業の取組は、区域施策編に位置づけられることが想定される。**

令和4年度選定

32自治体

- ※令和4年5月30日内示 13件
- ※令和4年7月14日内示 9件
- ※令和4年9月22日内示 7件
- ※令和5年3月14日内示 3件

北海道ブロック（4市町）
北海道 札幌市、登別市、苫小牧市、喜茂別町

中国ブロック（1県、2市町）

鳥取県 鳥取県
島根県 美郷町
岡山県 瀬戸内市

近畿ブロック（2市）

京都府 京都市
大阪府 河内長野市

東北ブロック（3県、1市）

宮城県 宮城県、仙台市
山形県 山形県
福島県 福島県

関東ブロック（1県3市町）

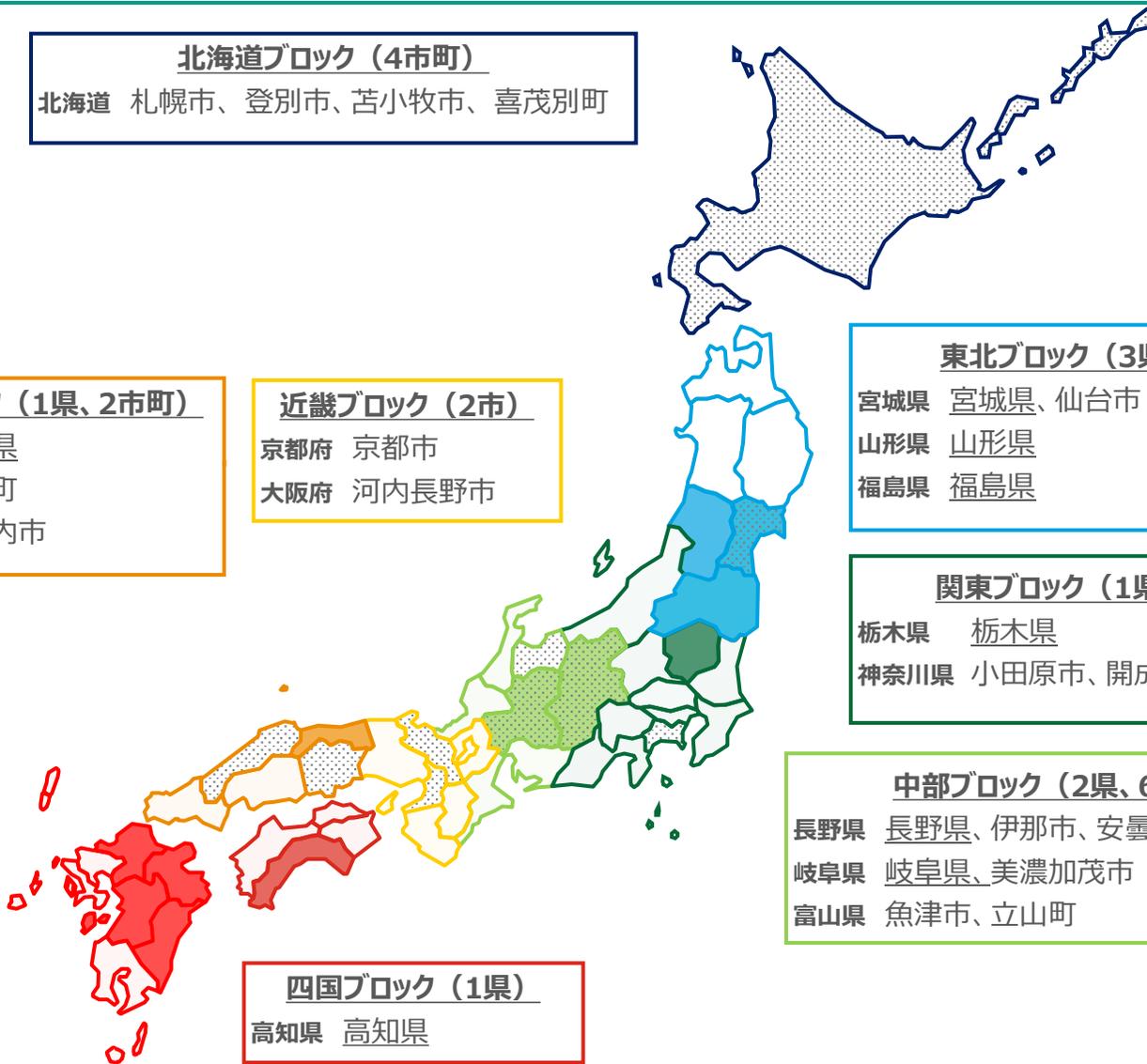
栃木県 栃木県
神奈川県 小田原市、開成町、厚木市

九州ブロック（3県、3市町）

福岡県 福岡県、糸島市、大木町
熊本県 荒尾市
宮崎県 宮崎県
大分県 大分県

四国ブロック（1県）

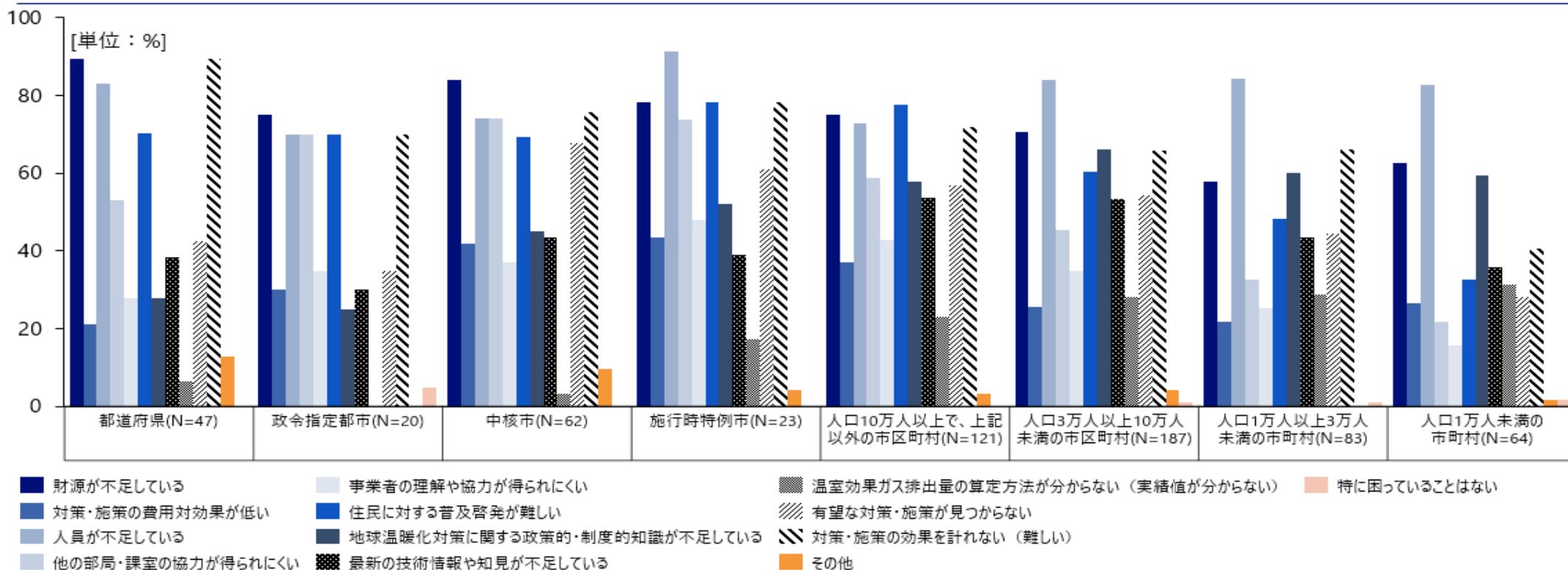
高知県 高知県



区域施策編の実施における課題

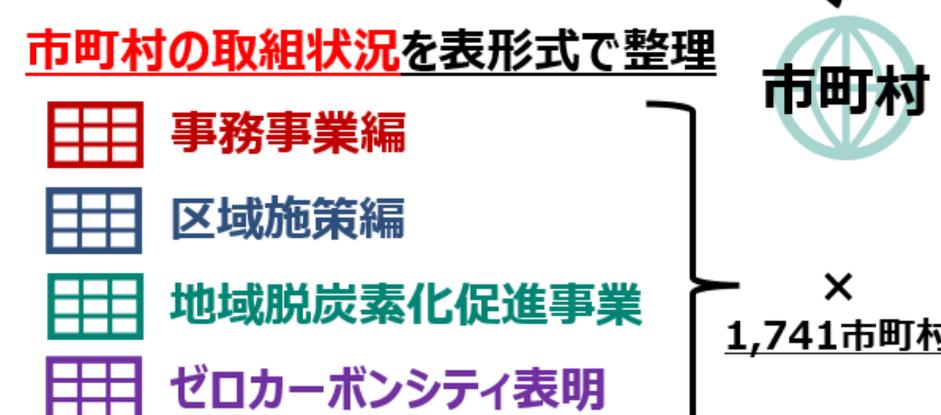
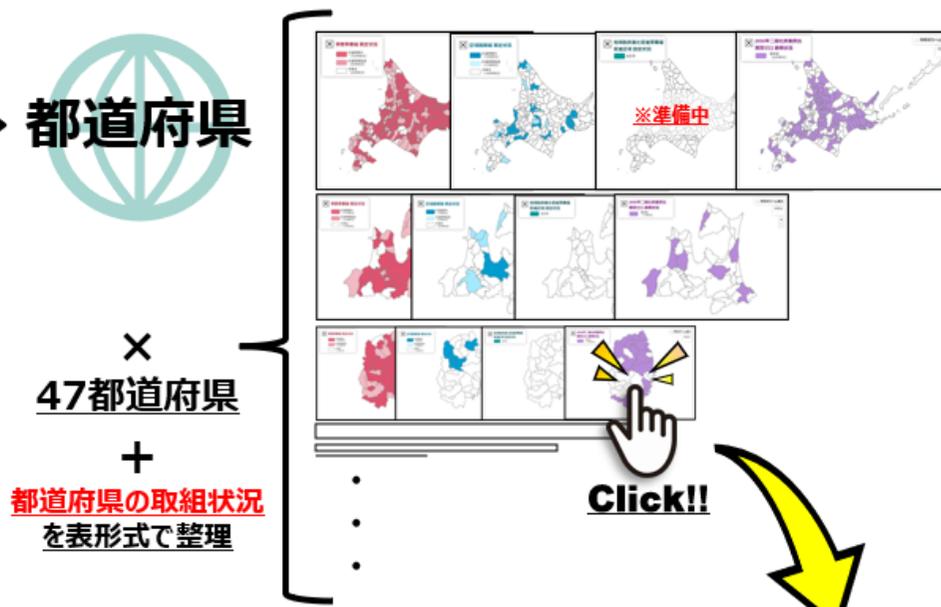
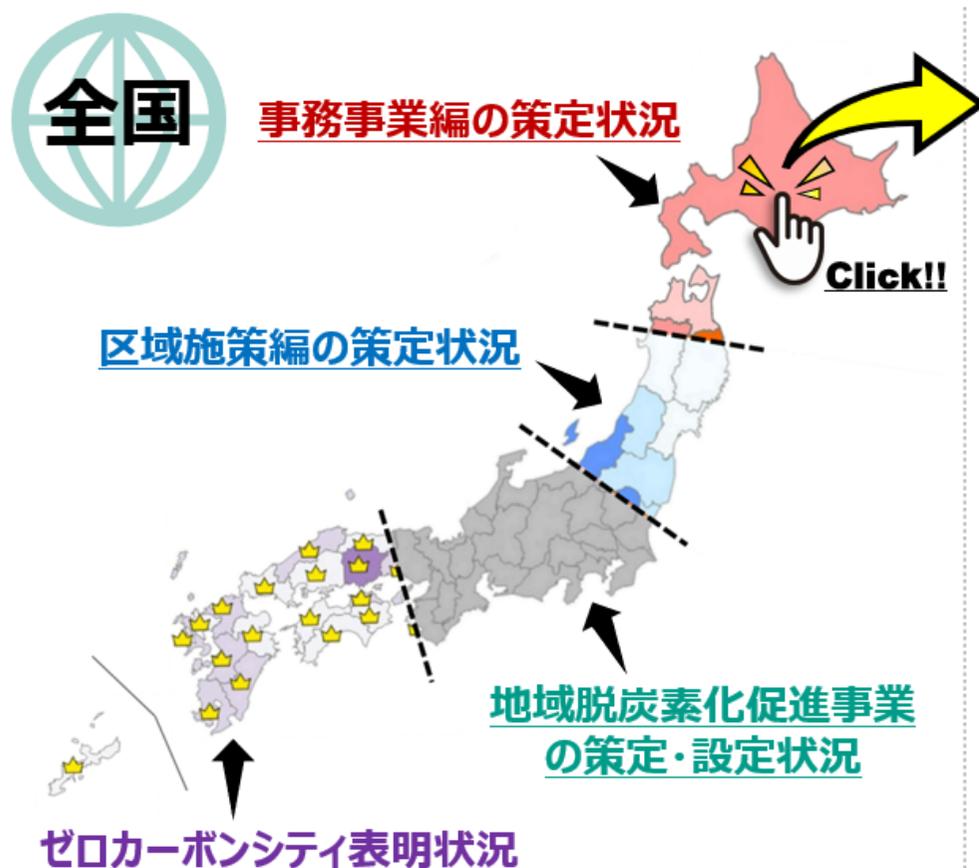
区域施策編の実施における課題として、自治体の規模に問わず財源不足等があげられるが、**特に小規模な地方公共団体では、他の課題と比べて人員不足や地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識の不足を課題としてあげる自治体が多い。**

実行計画（区域施策編）の推進過程における課題【団体区分別】



地方公共団体脱炭素取組状況マップ

■ 地方公共団体実行計画の策定・実施状況及び地域脱炭素化促進事業制度に係る事項の設定状況等について、都道府県別、市区町村別に可視化して脱炭素の取組状況を整理。



※継続的に情報を追加予定
 出典：地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト
 (http://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/index.html)

【参考】最近の審議会等における指摘事項①

● 中央環境審議会地球環境部会・総合政策部会炭素中立型経済社会変革小委員会（第6回）令和4年8月31日 （大下オブザーバー）

環境省が取り組まれています脱炭素先行地域に関して、先ほど申し上げましたとおり、地域の状況、関心も活力も非常にまだら模様ですので、意欲があって、なおかつ取組の体力を持っている地域の取組を、ぜひ環境省として、国として後押しをしていただきたい。**なおかつ、その取組がどのように進んでいるのか、どういう面で壁にぶつかっているのか、こういったものも含めて積極的に情報を共有し、先行地域同士あるいは他の地域同士が他の地域の取組も見ながら、お互いに競い合っ、学び合っていくというしかけが非常に大事であると思っています。**

● 中央環境審議会総合政策部会（第106回）令和4年11月24日 事前意見 （石田委員）

2050年ネットゼロを宣言したゼロカーボンシティが多数派になり、**計画の策定と実行が必要なフェーズになっている。今後は自治体の計画の有無のみならず、計画の中身（省エネ量、再エネ導入量、CO₂削減量を含む）をモニタリングしていく必要がある。**

● 中央環境審議会地球環境部会（第150回）令和5年1月26日 （三村臨時委員）

ところが、そのやり方として、環境省が策定している、計画のひな形というのが多く使われているのですけれど、その中には、今日いろいろ紹介していただいた住宅の省エネとか、そういうことについての具体的な計画の中身が入っていないのですね。**それで、多くのものは太陽光発電でいかに地域のポテンシャルを生かして再エネをやっていくかというようなことを中心に検討されていて、今日言われたような省エネ・省資源なども含めた、住民の方にも分かりやすい、これなら取り組もうという、そういうような形の自治体の政策というものが、なかなか打ち出せていないと。**

（荻本臨時委員）

2030年なら2030年になって、いろいろ予定どおりやったけど、結果は出なかったということが起こっても全然おかしくない。それが起こらないようにするためには、フォローアップで、私、過去にも申し上げましたように、PDCAでしっかりと見直していくしかない。では、何回見直せるかという、年1回やったとしても5回ぐらいしか見直せない。その中で是正をして、いいものを広げて、何々をやろうということだとすると、今年1回目、何ができるかというぐらいの切迫感があるのだらうと思います。（中略）TIPSとしては、報告を分厚い紙にするのは、それはそれでいいですけども、コロナのときに、感染者何人と出ていたような、**全ての自治体がお互いに見えるようなプラットフォームを作ること**かいうことで情報交換もするし、**切磋琢磨もできるということをリアルタイムで進めるようなことを、ぜひ何か工夫をしていかないと、5回見直して未達で終わったということ、どうやって避けるかということ**だらうと思います。

【参考】 最近の審議会等における指摘事項②

● 中央環境審議会地球環境部会（第150回）令和5年1月26日（続き）

（勢一委員）

2点目は、地域脱炭素に関してです。先ほど、公正な移行が非常に重要だというお話がございましたけれども、再エネ導入は地域脱炭素に必須ですけれども、既に各地で再エネをめぐる紛争も起こっております。そういう意味でも、ネイチャーポジティブとの連携も含めて、今後は地域で、その二つの要請を一つにまとめていくことが必要になってきています。現在、次期生物多様性国家戦略の策定が大詰めになっておりますけれども、これを受けて、今後、地方自治体が地域戦略を策定したり、アップデートする局面に移っていきます。そうすると、現在の脱炭素の実行計画の策定マニュアルもかなり大部でありますし、また、先ほどのご意見で、新しい要請も追加していくということでしたので、この大部な策定マニュアルを、また生物多様性の地域戦略でも出てきたということになると、なかなか、現場では処理できないのではないかという懸念がございます。ここは何らかの手当てが必要ではないかと考えています。併せて、専門人材の育成という点では、恐らくこのような状況だと、脱炭素の専門家だけでは足りないのではないかという懸念もありますので、取組をお考えいただければと思います。

（下田臨時委員）

これから地域に人材を育てていくために、かなり強い対策を取っていただく必要があるのではないかというふうに思っております。例えば、今、脱炭素先行地域ということで進んでおりますけれども、これもよくある話ですけど、2030年になったら、採択のときにいた人がもう自治体にはいないということがよくあります。そうではなくて、やはり2030年までやり切る人材に参画いただくということ、その方にいろんな研修とか、いろんな機会を与えるということ、地域の中心になっていくような人材を積極的に育てていく政策というのを、ぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

2. 地域脱炭素化促進事業制度

2-1. 地域脱炭素化促進事業制度の概要

地球温暖化対策推進法改正の背景

- 地方自治体における地域の脱炭素化のためには、**地域資源である再エネの活用が必要**。その際、**地域経済の活性化**や**災害に強い地域づくり**など、**地域に裨益する再エネ事業とすることが重要**。一方、環境影響等の再エネ事業に伴う**地域トラブル**も見られるなど、地域における**合意形成**や**環境配慮**が課題。
- これを踏まえ、温対法に基づく**地方公共団体実行計画制度を拡充**し、**地域の環境保全**や**地域の課題解決に貢献する再エネ**を活用した「**地域脱炭素化促進事業**」を推進する仕組みを創設。**地域の合意形成を円滑化**しつつ、**環境共生型の地域の脱炭素化を促進**する。
- あわせて、実行計画で定める再エネの利用促進等の施策について、適切な実施目標の設定を促進する。

地域共生型再エネ（例）

- 適正な環境配慮の確保と、地域の合意形成の推進
- 地域の住民・事業者が、積極的に事業に関与、連携
- 地域経済の活性化、防災などの社会課題の解決に貢献

迷惑施設と捉えられる再エネ（例）

- 地域における合意形成が不十分なまま事業に着手
- 安全性が確保されず、自然環境・生活環境への適正な配慮が不足



地域資源を活用した再エネ事業による地域振興



公共施設を活用した再エネ導入



傾斜地の崩壊が発生したため、法肩部分の架台が流出した事例



法面保護工が崩れて流出した事例

温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度の仕組み

- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが令和4年4月から施行。
- **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。

制度全体のイメージ

国
都道府県

促進区域に係る**全国一律の環境配慮基準の策定**
促進区域に係る**地域の自然的社会的条件に応じた環境配慮基準の策定**

個別法令に基づく
事業計画の**確認**

協議 ↑ 同意 ↓

市町村：促進区域等の策定

事業者：事業計画の作成

市町村：事業計画の認定

市町村が、
住民や事業者等が参加する**協議会**を活用し、

- 再エネ事業に関する**促進区域**や、
- 再エネ事業に求める
 - ・地域の**環境保全**のための取組
 - ・地域の**経済・社会の発展**に資する取組

を自らの計画に位置づける。

※促進区域は、国や都道府県の基準に基づき定める。

協議会

情報の重ね合せと議論



事業者は、

- **協議会**における合意形成を図りつつ、
- **市町村の計画に適合**するよう再エネ事業計画を作成し、認定の申請を行う。

環境保全等に関する情報

再エネポテンシャル

その他

事業者



促進区域

事業の予見可能性が向上
協議会の活用等により、合意形成がスムーズに

市町村は、事業計画の申請を受け、

- 事業者の代わりに国や都道府県に協議し、同意を得た上で、
- 市町村の計画に適合する、**環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業計画**を認定。

※ 国・都道府県への協議は事業計画に関係法令の許可手続等を要する行為が記載されている場合のみ。この場合、認定事業は当該許可手続等が不要に（ワンストップ化の特例）。
※ 都道府県の基準に基づいて策定された促進区域内における認定事業は、アセス法の配慮書手続が不要に。

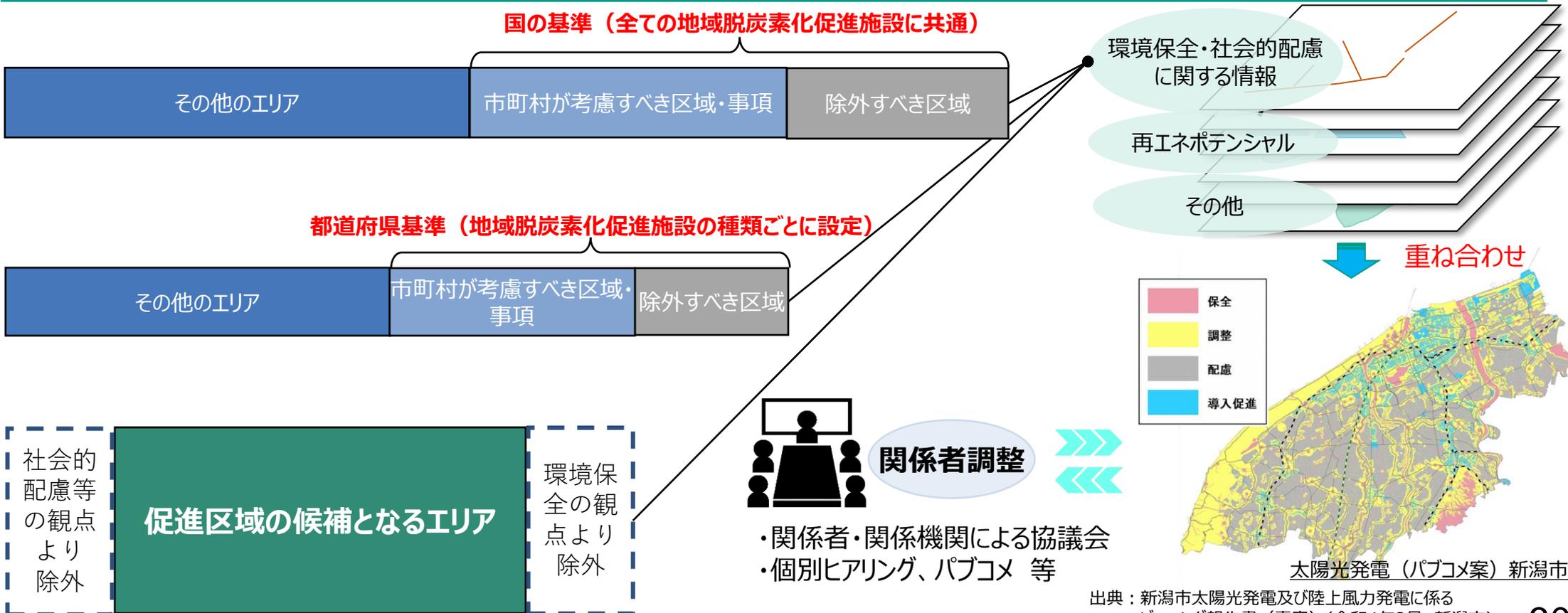


地域に役立つ再エネ事業を誘致

地域資源である再エネの使い方や誘導したいエリアを、
地域自らが議論

「促進区域」の設定

- 国・都道府県基準、市町村として環境保全・社会的配慮が必要なエリア等を踏まえ、関係機関等との調整の上、**促進区域を設定し、市町村の実行計画に位置づけ。**
- 設定に当たっては、土地利用やインフラのあり方も含め、長期的に望ましい地域の絵姿を検討すること、すなわち、**まちづくりの一環として取り組むことが重要**であることなどから、広域で検討する「**広域的ゾーニング型**」が**理想的な考え方**。
- 短・中期的な再エネ導入の観点からは、「**地区・街区指定型**」、「**公有地・公共施設活用型**」、「**事業提案型**」といった促進区域の抽出方法の考え方もあり、状況に応じて検討。



促進区域設定に係る国の基準（地球温暖化対策推進法施行規則）

- 市町村は、国や都道府県が定める環境保全に係る基準に基づき促進区域を設定する必要がある。
- 国の基準においては、全国一律で促進区域から除外すべき区域などについて規定。

<国の基準>

促進区域から除外すべき区域

原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全法
国立/国定公園の特別保護 地区・海域公園地区・第1種 特別地域（①）	自然公園法
国指定鳥獣保護区の 特別保護地区	鳥獣保護管理法
生息地等保護区の管理地区	種の保存法

市町村が考慮すべき区域・事項

区域	国立公園、国定公園 （左表①以外）	自然公園法
	生息地等保護区の監視地区	種の保存法
	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法
	保安林であって環境の保全に 関するもの	森林法
事項	国内希少野生動植物種の生 息・生育への支障	種の保存法
	騒音その他生活環境への支障	—

「地域脱炭素化促進事業」とは

- 地域脱炭素化促進事業は、**下記A～Dの4つの要素（取組）から構成**される。
- 事業者が作成した再エネ導入事業の計画が、**市町村策定の実行計画に適合しているなどの要件**に該当する場合、地域脱炭素化促進事業として市町村から認定される。

地域脱炭素化促進事業の構成

A

地域脱炭素化促進施設の整備

地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーを利用する
地域の脱炭素化のための施設の整備

再エネ発電設備

太陽光 風力
中小水力 地熱
バイオマス

再エネ熱供給設備

地熱 太陽熱
大気中の熱その他の自然界に存する熱
バイオマス

※再エネ海域利用法や港湾法等において規律される海域における洋上風力発電設備は除く。
※再エネ発電設備、再エネ熱供給設備に付随する設備又は施設を含む。

B

地域の脱炭素化のための取組

区域内の温室効果ガス排出削減等につながる取組（左記の施設整備と一体的に実施）

自治体出資の地域新電力会社を通じた再エネの地域供給

EV充電施設の整備

環境教育プログラムの提供

※上記は取組の一例

C

地域の環境の保全のための取組

【取組例】

- 希少な動植物の生息・生育環境保全のための取組
- 景観への影響をなくす・最小限に留めるための取組
- 騒音による住居等への影響に配慮した取組

D

地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

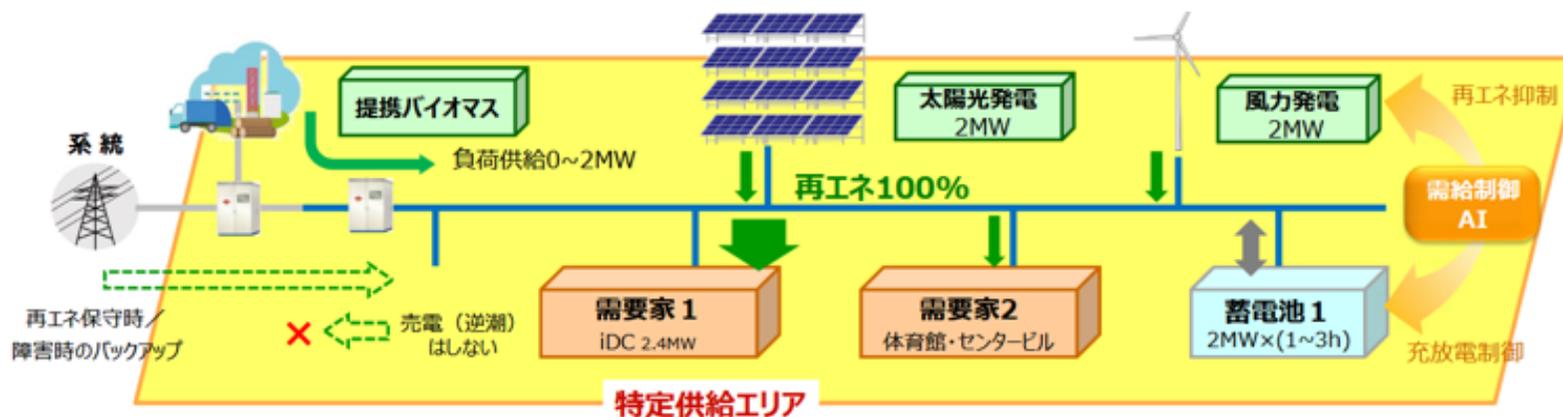
【取組例】

- 地元の雇用創出や保守点検等の再エネ事業に係る地域の人材育成や技術の共有、教育プログラムの提供等を行う取組
- 収益等を活用した高齢者の見守りサービスや移動支援等の取組

「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の例①

参考事例：再エネ事業による企業誘致（石狩市/太陽光・風力・その他）

- 石狩市では「石狩湾新港地域」内の一部の区域を「再エネ100%ゾーン」に設定し、地域で生産した再エネを100%地域内で活用できる仕組みの構築を目指すと同時に、当地域への産業集積を図る「スマートエネルギー構想」を検討しています。



※iDC: Internet Data Center



ゼロエミッション・データセンター

企業誘致・産業集積

- ゼロエミッション・データセンターの実現に関する連携協定
- 石狩湾新港地域への商業施設立地に関する連携協定
- 石狩湾新港地域における「無人自動配送ロボット」による地域内シェアリング型配送サービスの実証

再生可能エネルギー開発・利用促進

- 再エネ発電事業等に関する地域連携協定
- 石狩市石狩湾新港エリアにおける地域マイクログリッド構築に向けたマスタープラン
- 再エネ海域利用法に基づき、将来、洋上風力発電の有望な区域となり得ることが期待される区域として、北海道石狩市沖が指定
- 地域脱炭素実現に向けた協定

石狩市における再エネエリア設定を軸とした地産エネルギー活用マスタープラン策定業務（石狩市他）

出典：地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第3版）（令和5年3月）

※石狩市地球温暖化対策推進計画【区域施策編】において、「再エネ100%ゾーンでの操業企業数」が、再生可能エネルギー等の利用促進のKPIとして設定されている。

「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の例②

参考事例：再エネ事業による地域課題の解決（宮津市/太陽光）

- ・ 宮津市由良地区の耕作放棄地にメガソーラーを開発することにより、地域への経済波及効果やエネルギーの地産地消が実現しました。
- ・ 事業主体の宮津太陽光発電合同会社に地元会社が出資することで、メガソーラーの開発等によって地域経済に波及効果が及んでいます。
- ・ 調査の段階から地権者洗い出し等で地方公共団体、自治会が協力しました。

<設置前>



耕作放棄地

<設置後>



出所) オムロンソーシアルソリューションズ株式会社より提供

発電所名	所在地	面積 (ha)	出力 (kW)
由良第一太陽光発電所	宮津市 字由良	4.1	1,580
由良北第一太陽光発電所			333
由良北第一太陽光発電所			873
由良北第三太陽光発電所			333
上宮津太陽光発電所	宮津市 字小田	1.8	1,081
宮津市上司太陽光発電所	宮津市 字上司	0.8	748
合計		6.7	4,948

オムロンフィールドエンジニアリング (株) HP

地域脱炭素化促進事業制度の活用による利点・効果

特に事業者の利点

ワンストップ化の特例の活用

- 複数機関への個別調整が市町村による**一括手続に代替され、簡略化。**

農地法、温泉法、自然公園法、森林法、河川法、廃掃法



環境アセス手続一部省略

- 計画段階環境配慮事項について検討する手続（配慮書手続）が適用されないことによる**迅速化・省力化。**



事業の予見可能性の向上

- 事業候補地における配慮・調整が必要な事項の**見える化。**



農山漁村再エネ法の特例

地域脱炭素化の促進や農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を含む地方公共団体実行計画を定めた場合等に、農山漁村再エネ法に基づく**各種特例の適用が可能。**

酪肉振興法
集約酪農地域内の草地の形質変更

海岸法
海岸保全区域における施設の新設等

漁港漁場整備法
漁港区域内での工作物の建設等 **など**

特に地方公共団体への効果

地元関係者との合意形成

- 協議会において**地元関係者との合意の一括形成が可能。**
トラブルの未然防止に。



地域環境・地域資源の保全

- **環境に配慮した立地誘導**を促進し、**環境破壊を回避。**
- **環境配慮要件を事業者に求めることができ、環境共生型事業を実現。**



地域社会・経済への貢献

- 地域貢献要件の設定により、事業者に対して**地元雇用**や**災害時対応等**、**地域貢献策**を求めることが可能。



環境保全の意思表示

- 促進区域を設定することで、脱炭素化に積極的な地方公共団体として**アピールすることが可能。**



【参考】改正地球温暖化対策推進法の円滑な施行に向けた今後の検討課題①

出典：令和3年度「地域脱炭素に向けた改正地球温暖化対策推進法の施行に関する検討会（第4回）」・
「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに関する検討会（第4回）」合同会合 資料2

- 改正地球温暖化対策推進法においては、「**国及び都道府県は、市町村に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする**」（第22条の12）とされている。
- 2022年4月の改正地球温暖化対策推進法の円滑な施行に向けて、今後速やかに検討し、取り組むべき課題としては下記の通り。

（市町村への支援等）

- 国（とりわけ環境省）・都道府県は、市町村の促進区域等の設定や認定に係る負担軽減策を講じる必要がある。

【連携】

国（とりわけ環境省）や都道府県といった各主体の役割分担と連携

- ✓ 環境省本省・地方環境事務所による積極的な助言・情報提供
- ✓ 市町村からの問い合わせに対応できるようなワンストップ窓口の設定
- ✓ 各省庁あるいは都道府県の出先機関との連携
- ✓ 関係者のリストの整理・提供
- ✓ 国の計画と地方の計画の連携・関係性の見える化

【人材】

- ✓ 地域における知見・ノウハウの蓄積という観点から、担当職員が必要とする専門知識をサポートできる専門家（地域の事業者、大学、地域地球温暖化防止活動推進センター（改正地球温暖化対策推進法に基づき都道府県・指定都市が指定）等）との連携や、国（とりわけ環境省）による人材育成・人材支援
- ✓ 許認可権者や計画策定支援者として協議会への参画・情報提供

【参考】改正地球温暖化対策推進法の円滑な施行に向けた今後の検討課題②

出典：令和3年度「地域脱炭素に向けた改正地球温暖化対策推進法の施行に関する検討会（第4回）」・
「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに関する検討会（第4回）」合同会合 資料2

- 2022年4月の改正地球温暖化対策推進法の円滑な施行に向けて、今後速やかに検討し、取り組むべき課題としては下記の通り。

（市町村への支援等：続き）

【情報】

- ✓ REPOS・EADAS等での既存情報を不断にアップデートしつつ整理・提供、一定の再エネポテンシャルや除外エリア等を踏まえたマップの作成・提供
- ✓ 「地域経済循環分析ツール」による経済効果の提供
- ✓ 自治体排出量等カルテ、LAPSSの活用
- ✓ 先行的な自治体の後押し、その知見の横展開
- ✓ 既存の協議会等の経験の活用

（地域脱炭素化促進事業の円滑な実施）

- 促進区域内で地域脱炭素化促進事業が円滑に実施されるよう、関係省庁と連携しつつ、当該事業へのインセンティブを含めて取り組むことが必要。
 - ✓ FIT/FIP制度等との連携：再エネ特措法による事業計画認定と改正地球温暖化対策推進法による地域脱炭素化促進事業の認定の連携可能性（例えば、地域活用要件との連携、入札における配慮等）の模索
 - ✓ 地域共生型再エネ事業顕彰制度との連携の模索
 - ✓ 環境省からの支援措置での優遇などの模索

【参考】改正地球温暖化対策推進法の円滑な施行に向けた今後の検討課題③

出典：令和3年度「地域脱炭素に向けた改正地球温暖化対策推進法の施行に関する検討会（第4回）」・
「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに関する検討会（第4回）」合同会合 資料2

- 2022年4月の改正地球温暖化対策推進法の円滑な施行に向けて、今後、中長期的に検討していくべき課題としては下記の通り。

（市町村への支援等）

【情報】

- ✓ 自治体、地域を特徴ごとに分類、カテゴリーごとにマニュアルや利用可能なツールの体系化
- ✓ デジタル技術の活用

（地域脱炭素化促進事業の円滑な実施）

- ✓ 系統接続の円滑化の検討（例えば、再エネ目標や促進区域設定に当たっての系統情報の更なる利用可能性、需給一体型の事業や地域でのエネルギーマネジメントの促進、ローカル系統整備との関係整理等）
 - ✓ 地域の再エネ導入状況に関する更なるデータ取得の検討（例えば、FIT認定情報では把握できない自家消費型太陽光発電等や熱施設の導入状況の把握方法の検討等）
 - ✓ 規制改革実施計画、規制改革タスクフォースで議論された土地利用等の関係制度を踏まえた対応の模索
- さらに、市町村の取組の動機付けとしてどのような取組が有効か更なる検討が必要。

【参考】地方団体からの地域脱炭素化促進事業制度に関する要望



○令和4年8月 全国知事会

改正地球温暖化対策推進法により導入された「促進区域」において、地元事業者参画によるエネルギーの地産地消が促進されるよう、税制上の優遇措置を与えるなど、より実効性のある制度を構築するとともに、促進区域に限らず事業者が地域住民に事前に事業内容を説明する仕組みを整備すること。

○令和4年11月 全国市長会

また、地方公共団体実行計画の策定・改定や地域脱炭素化促進事業等に取り組む都市自治体が円滑に進めることができるよう、必要に応じて、国の地方支分部局や都道府県による支援を確実に実施すること。

○令和4年11月 全国町村会

地域脱炭素化促進事業計画の認定制度については、市町村の負担軽減のため、事務手続きの簡素化や人材支援を講じること。

○令和4年11月 全国町村議会議長会

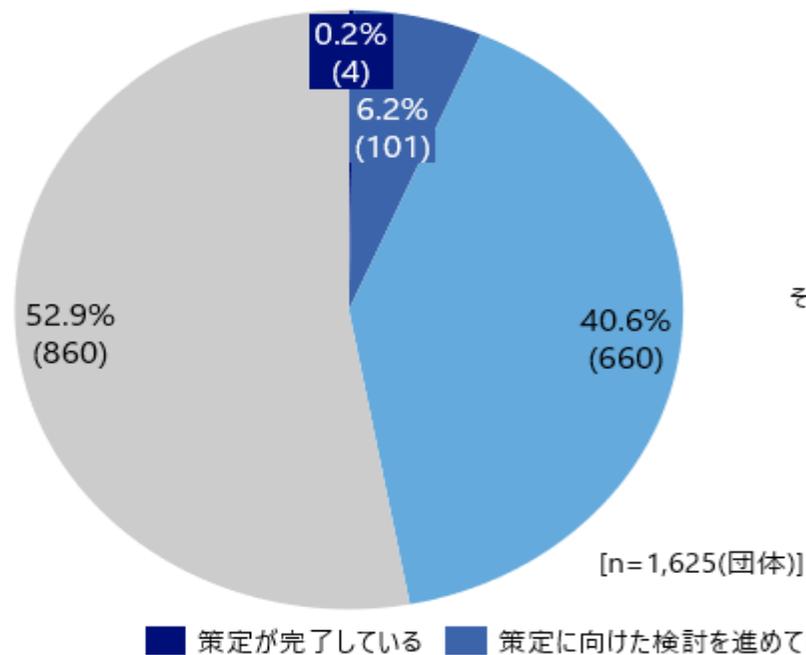
地域脱炭素化促進事業の認定に当たっては、町村の負担軽減のための取組を行うこと。

2-2. 促進区域/都道府県基準の 策定状況と課題

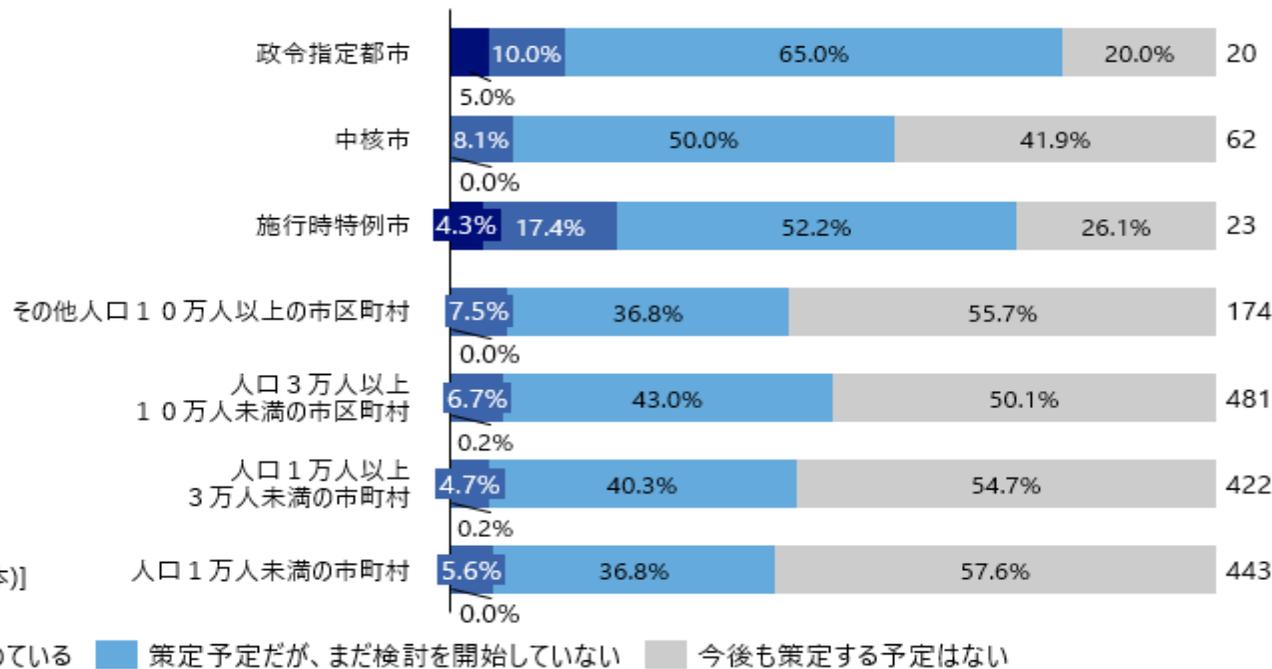
促進区域の策定・検討状況

- 地域脱炭素化促進事業に関する事項の「策定が完了している」団体は0.2%、「策定に向けた検討を進めている」団体は6.2%に留まる。また、「今後も策定する予定はない」とする市町村が52.9%を占める。
- 政令指定都市・中核市・施行時特例市においては、「策定が完了している」・「策定に向けた検討を進めている」・「策定予定だが、まだ検討を開始していない」と回答した団体を合わせると、半数を超え、その他の団体と比較して検討が進んでいる。

区域施策編における地域脱炭素化促進事業に関する事項の策定状況



区域施策編における地域脱炭素化促進事業に関する事項の策定状況【団体区分別】



市町村の促進区域の設定状況（令和5年4月時点）

- 令和5年4月時点で、**9市町村が促進区域を設定**。各市町村の促進区域は以下のとおり。

長野県箕輪町（太陽光）

- ・町が所有する公共施設の屋根
- ・町が所有する土地
- ・産業団地

※今後未利用地や駐車場、ため池なども検討



岐阜県恵那市（太陽光）

- ・住宅の屋根上
- ・住宅以外の建物の屋根上



福岡県福岡市（太陽光）

- ・建築物の屋根
- ・公共用地

神奈川県厚木市（太陽光）

- ・建築物の屋上や屋根及び建物の敷地内の土地
- ※住宅は厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画に定める居住誘導区域内

島根県美郷町（太陽光）

- ・町が所有する公共施設の屋根の上
- ・町が所有する土地（未利用地）
- ・農地 ※農地または遊休農地・耕作放棄地へ太陽光発電設備を設置し、パネルの下部または側面などで営農を実施する場合

滋賀県米原市（太陽光）

- ・米原駅周辺民生施設群の一部

神奈川県小田原市（太陽光）

- ・市街化区域内

※急傾斜地崩壊危険区域や砂防指定地、風致地区、生産緑地地区（営農を営むために必要とするものを除く）、土砂災害特別警戒区域を除く

※事業提案型で促進区域の提案が行われた場合、個別に検討

佐賀県唐津市（太陽光、風力、中小水力、バイオマス及びその電力を活用した水素製造も含む）

- ・公共施設、公有地

埼玉県入間市（太陽光）

- ・市有公共施設

※事業提案型で促進区域の提案が行われた場合、個別に検討

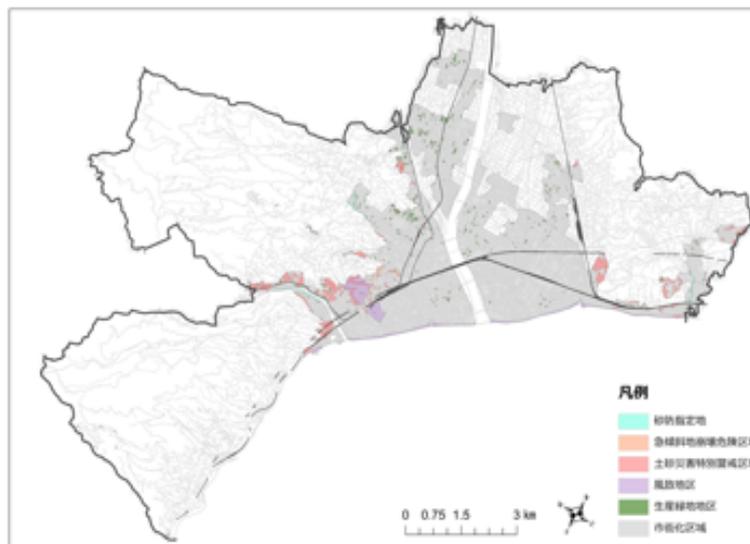
促進区域の策定例：小田原市

参考事例：再エネ導入目標を踏まえた促進区域の設定（小田原市/太陽光）

- ・小田原市では、「2030年度の市内再生可能エネルギー導入量を2019年度の約5倍（150千kW）にする」ことを目標として掲げ、市内建物のうち設置可能な屋根の3分の1程度に太陽光発電設備を導入することを目指しています。
- ・再エネ導入目標の達成のために、住宅や建築物に限らず利用可能な土地等についても地域への適切な配慮がなされながら再エネが導入されるよう市街化区域を促進区域として設定しました。
- ・今後は、地域脱炭素化促進事業の申請、認定に係るガイドラインを作成する予定です。

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項(抜粋)

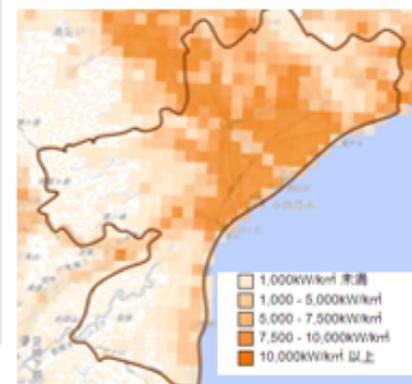
- 促進区域：市街化区域（一部除外あり）
- 種類：太陽光発電
- 規模：個別の事業ごとに、8,000kW未満
- 一体的に行う地域の脱炭素化のための取組
 - ①市が主導するエネルギーマネジメントの取組に協力すること
 - ②①を通じ、地域脱炭素化促進施設から得られた電気を市内の住民・事業者に供給すること
- 地域の環境の保全のための取組
反射光対策、日影規制遵守、文化財の回避、景観への配慮、騒音措置、土地の安定性、生態系への配慮等
- 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
広く市民が参加して実施されること、地域の防災対策や経済活性化に資すること等



地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）
市街化区域のうち、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、風致地区、生産緑地地区を除くエリア。
(2022年4月時点)

再エネ種別	導入ポテンシャル
太陽光（建物系）	568千kW
太陽光（土地系）	306千kW
陸上風力	37千kW
中小水力	0.9千kW
地熱	1.5千kW

再エネ種別導入ポテンシャル(発電部門)



太陽光ポテンシャルマップ

参考：「再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS】」(令和4(2022)年4月1日)

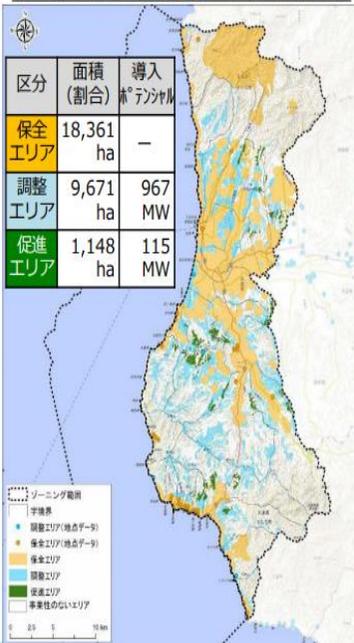
出典：小田原市ウェブサイト「小田原市気候変動対策推進計画」を策定しました」

<<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/envi/zerocarbon/climatechange/keikaku.html>>

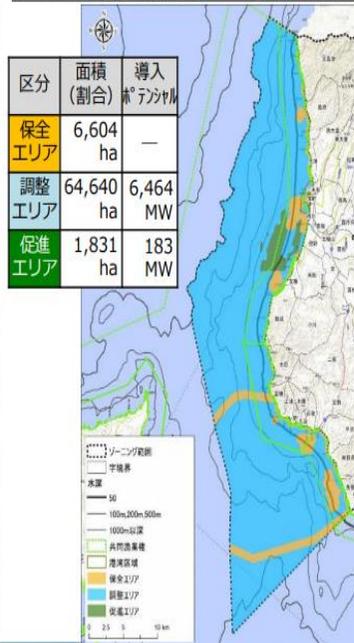
計画づくり支援事業によるゾーニングの実施例：せたな町

- ゾーニングと共に、地域エネルギービジョンを検討し、**再エネによる地域の脱炭素化、地域課題の解決**を目指す。
- **多岐にわたる関係者で構成した協議会**を設立。**ヒアリング・地域説明会**の開催により地域の合意形成を図り、ゾーニングに意見を反映。

陸上風力発電に係るゾーニングマップ



洋上風力発電に係るゾーニングマップ



太陽光発電に係るゾーニングマップ



再エネ種ごとのゾーニングマップ

構成委員：18名

有識者

道内外から2名ずつ計4名
専門の異なる方を招集

農林漁業関係者

農業委員会、農業協同組合、
森林組合、漁業協同組合

産業関係者

建設協会、商工会、観光協会

町民代表

町議会議員、町内会連絡協議会、
町民公募（4名）

せたな町再生可能エネルギー協議会・専門部会



オブザーバー：15名

国の関係機関

環境省、林野庁、
国交省（港湾、海上保安部）

道の関係機関

環境、エネルギー、
ゼロカーボン等関係部署

庁内関係部署

副町長、環境、農林漁業、
まちづくり等関係部署

電力会社

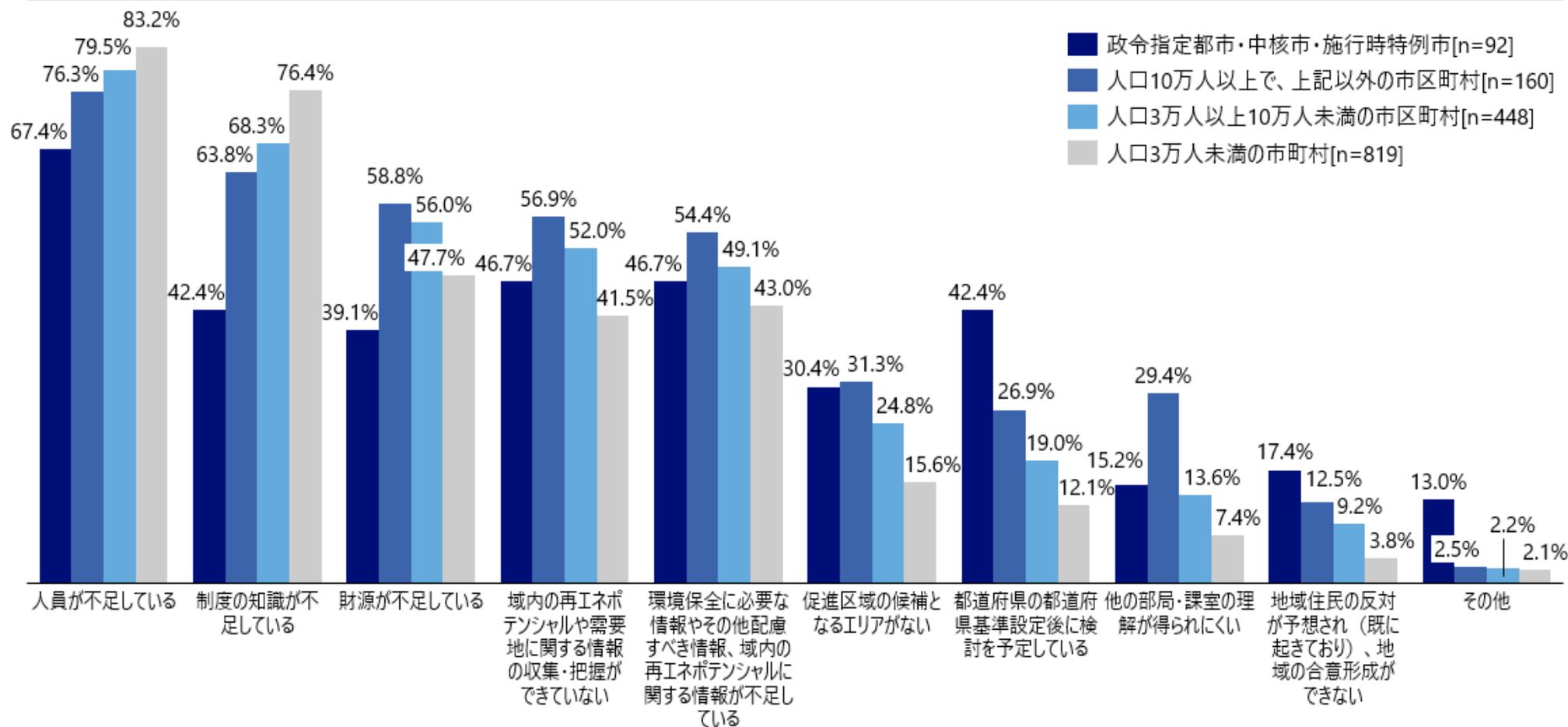
町内発電事業者含む

地域関係者を集めた協議会による合意形成

促進区域の策定における課題

どの団体区分においても、**人員不足・財源不足のほか、制度に関する知識、域内の再エネポテンシャルや需要地・環境保全に関する情報不足**が促進区域設定の課題として認識されている。

促進区域の検討を開始していない理由【団体区分別】



都道府県基準の策定・検討状況（令和5年4月時点）

都道府県基準の策定が完了しているのは**17県**。太陽光発電が最も多く、次いで風力発電に関する基準を策定している県が多い。

都道府県名	対象となる再エネ種					
	太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	その他熱利用
岩手県	○	○				
宮城県	○	○	○	○	○	○
福島県	○	○				
茨城県	○	○			○	
埼玉県	○					
富山県	○	○	○		○	
長野県	○					
三重県	○					
愛知県	○	○				
京都府	○	○				
広島県	○		○		○	
山口県	○					
徳島県	○					
高知県	○	○	○		○	
福岡県	○	○			○	
長崎県	○	○				
鹿児島県	○	○				
計	17	11	4	1	6	1

長野県（太陽光）

◆ 策定スケジュール

- 令和3年12月 審議会へ諮問
- 令和4年1月～令和4年5月 審議会にて審議
- **令和4年5月 促進区域の設定基準を策定・公表**



◆ 基準の特徴

- 安心・安全な再エネの推進のため、砂防指定地、地すべり防止区域等を促進区域から除外
- 森林の役割を重視した再エネの推進のため、地域森林計画対象森林等を促進区域から除外
- 農地の役割を考慮した再エネの推進のため、生産性の高い優良な農地を促進区域から除外
- 景観・眺望と調和した再エネの推進のため、住宅・道路からの離隔等を考慮すべき事項に位置づけ

◆ 検討体制：長野県環境審議会

徳島県（太陽光）

◆ 策定スケジュール

- 令和4年3月 審議会にて素案の策定
- 令和4年4月～7月 意見照会やパブコメ等を実施
- **令和4年7月 促進区域の設定基準を策定・公表**



◆ 基準の特徴

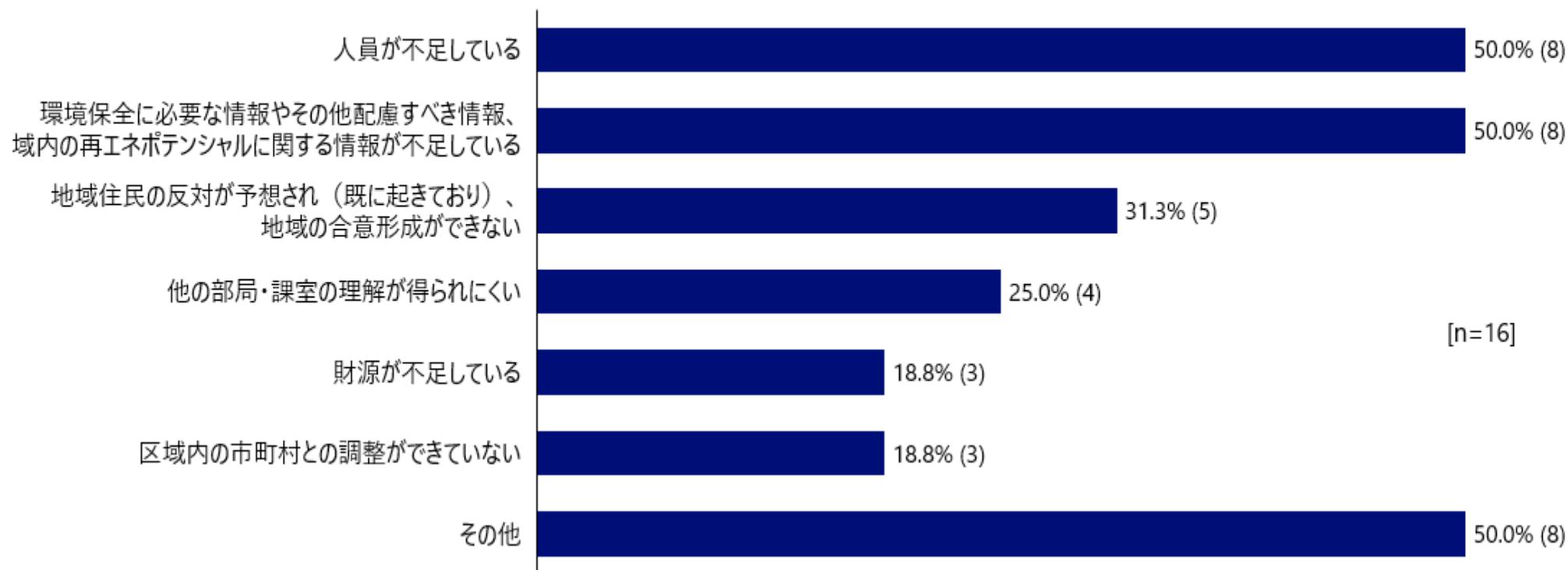
- 動植物への影響の観点から、徳島県条例による野生生物保護区や県指定鳥獣保護区特別保護地区を促進区域から除外
- 眺望景観や生態系への影響の観点から、県立自然公園第1種地域や県自然環境保全地域を促進区域から除外
- 景観保全の観点から、遍路道を考慮すべき環境配慮事項に位置づけ

◆ 検討体制：徳島県環境審議会（気候変動部会）

都道府県基準の策定における課題

都道府県基準の検討が進んでいない理由として、「人員が不足している」、「環境保全に必要な情報やその他配慮すべき情報、域内の再エネポテンシャルに関する情報が不足している」が最も多く、「地域住民の反対が予想され（既に起きており）、地域の合意形成ができない」、「他の部局・課室の理解が得られにくい」が続く。

都道府県基準の検討を開始できていない理由

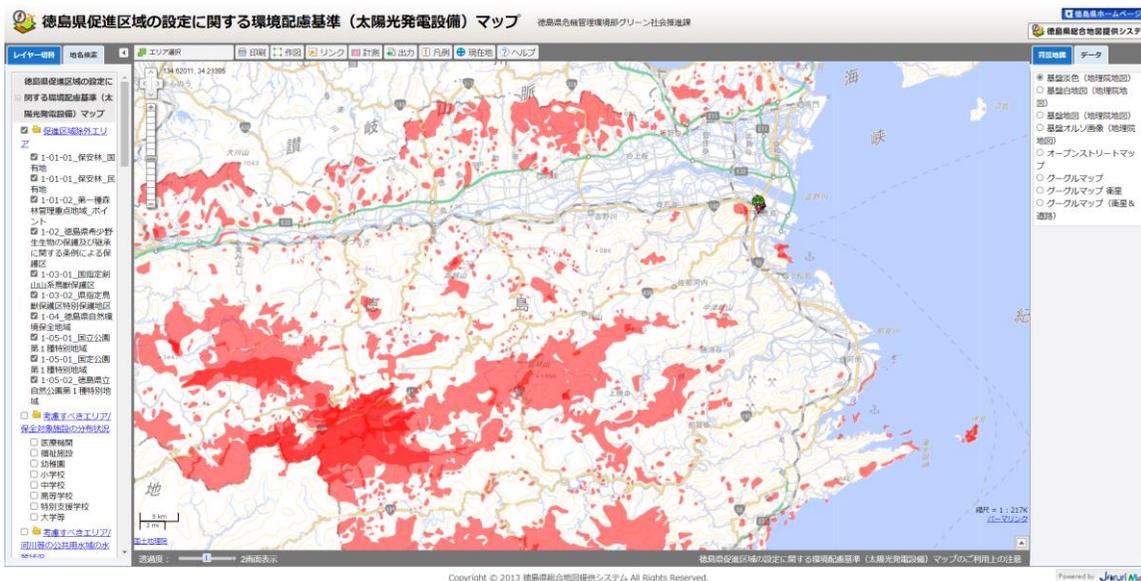


都道府県による取組①：都道府県基準の見える化（徳島県）

- 徳島県では、都道府県基準である「徳島県促進区域の設定に関する環境配慮基準（太陽光発電設備）」をマップ化し、県のWebGISシステム（徳島県総合地図提供システム）で公開。
- 都道府県基準をマップ化することによって、市町村が促進区域等を検討する際に、具体的な促進区域のイメージを協議会などで共有しながら検討することが可能。

徳島県環境配慮基準

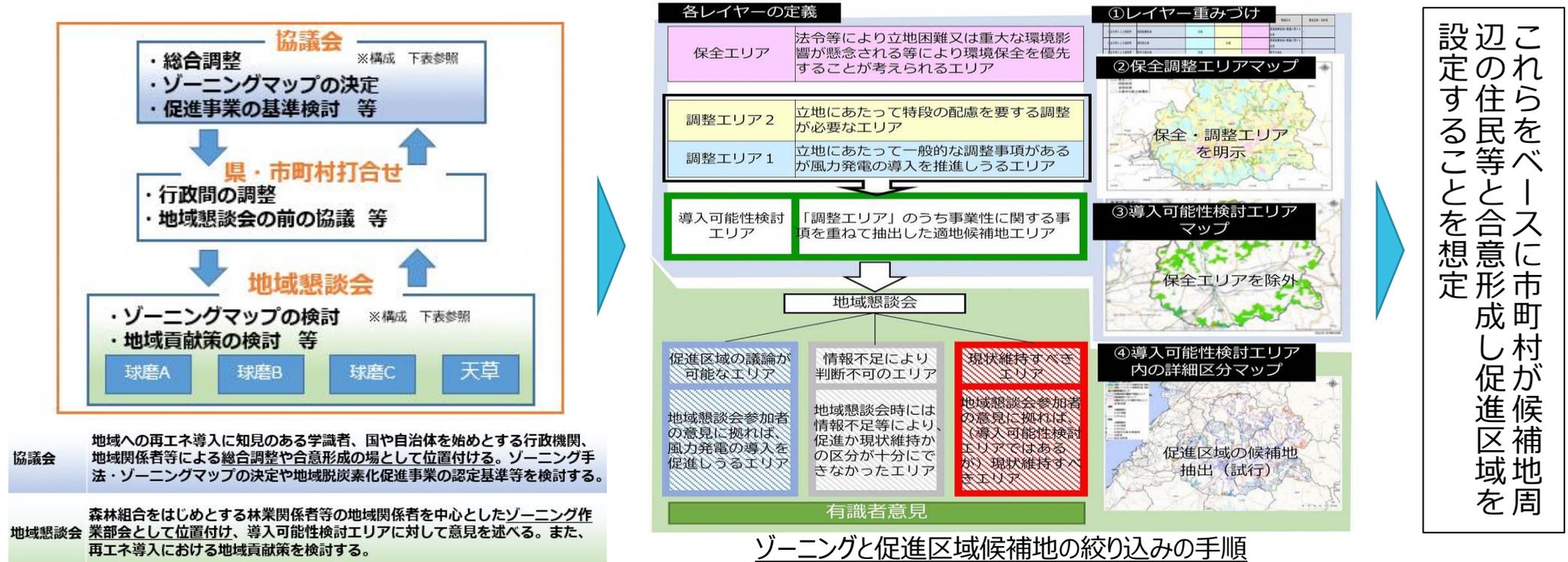
- (1) 自然環境（国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全、希少野生生物、鳥獣保護等に関する法令・条例等）
- (2) 景観保全（重要伝統的建造物群保存地区、風致地区、遍路道等）
- (3) 農地の保全（農地法等）
- (4) ため池の保全（農業用ため池の管理及び保全に関する法律等）
- (5) 保安林（森林法等）
- (6) 土砂災害防止（土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等）
- (7) その他環境配慮に必要と認められる事項（津波災害警戒区域、洪水浸水想定区域等）



徳島県促進区域の設定に関する環境配慮基準 （太陽光発電設備）マップ

都道府県による取組②：都道府県による広域的ゾーニング（熊本県）

- 熊本県では、市町村が促進区域を円滑に設定できるよう、**県がゾーニングマップの作成・合意形成を主導（対象：太陽光発電・陸上風力発電）**。
- 陸上風力発電については、地域ごとに、森林組合、自治会、商工会など地域関係者を中心とした**地域懇談会を県と市町村で共同開催し**、県が作成したゾーニングマップをもとに、再エネ導入や環境保全に関する意見交換を通じて、より具体的な促進区域となり得る範囲を検討。



都道府県による取組③：促進区域設定のガイドライン（宮城県）

宮城県では、促進区域の設定を促進するため、**主に事業提案型促進区域を想定した、ガイドラインを策定予定**。区域設定や合意形成の方法等についての考え方を示すとともに、市町村の状況に応じて伴走支援を行う。

2 促進区域等の設定に係るガイドラインの策定

課題（審議会委員からの意見等）

新税の目的である適地誘導の実現に向けて、促進区域等の設定を促進する必要がある。

- ・市町村による促進区域等の設定は大変な業務であり、県の積極的な支援が必要ではないか
- ・地域との合意形成に関する判断基準やガイドラインがあれば画期的である

意見等を踏まえ対応策を検討。

対応策

県が、地球温暖化対策推進法に基づく「**促進区域**」等の設定に係るガイドラインを策定し、円滑に促進区域等の設定が進むよう取り組む。

策定にあたっての基本的考え方（案）

- 市町村が促進区域等を設定する場合の「よりどころ」となる標準的な手順を定める（技術的助言）
- 事業者にとっても合意形成に向けた「よりどころ」となるものとして定める
- 主に「事業提案型」による区域設定を想定して定める
- 主に「地域の合意形成」の方法について定める（国の策定・実施マニュアル等が整備済みのため）
- 県は市町村の状況に応じて伴走型により支援する

スケジュール（案）

令和5年3月～ 検討，市町村等と調整
令和5年6月 ガイドライン（案）の策定

都道府県による取組④：促進区域内事業への財政支援（長野県）



長野県では、令和5年度から促進区域内事業に対する県独自の財政支援を実施予定。促進区域内への事業誘導の実効性強化と、市町村による促進区域設定の加速化を図る。

●再生可能エネルギー普及総合支援事業

新たな支援

再エネ発電施設・設備の導入（収益納付型補助金）

促進区域内における太陽光発電事業も対象として追加

補助率 4 / 10 以内、上限額 1, 200 万円

2-3. 地域脱炭素化促進事業制度に関する 国の支援策

促進区域の設定等に向けたゾーニング支援

- 「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」において、**促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成）を支援**する。
- また、同事業では、**促進区域設定の際の環境配慮や合意形成の手法等を取りまとめ**、自治体を対象とした研修やネットワークの構築等を行うことにより、他地域での展開を図る。

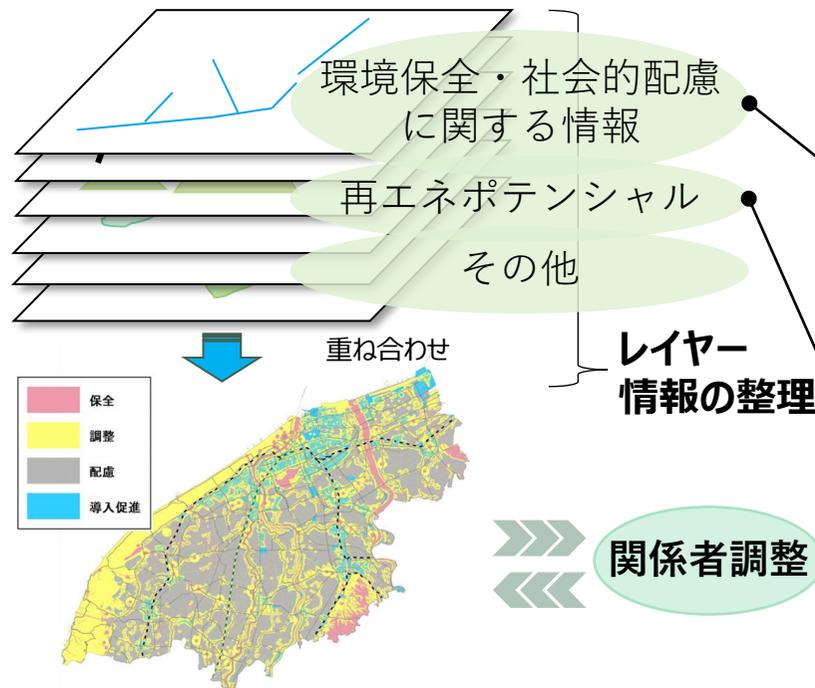
ゾーニング支援の概要

事業内容

- **ゾーニングに関する情報収集等**
 - 環境配慮事項、事業性等に係る情報の重ね合わせ
 - 地域特有の環境配慮事項の追加的な現地調査

- I. 既存情報の収集
- II. 追加的環境調査等の実施
- III. 有識者、利害関係者、地域住民等の意見聴取
- IV. ゾーニングマップ案の作成

※事業の成果は地方公共団体実行計画（区域施策編）への反映が必須。



（例）太陽光発電ゾーニングマップ

出典：新潟市太陽光発電及び陸上風力発電に係るゾーニング報告書（素案）
（令和4年3月 新潟市）

扱う情報

- 【国の基準】
- 【都道府県基準】
 - ・自然環境保全地域、砂防指定地、学校等
- 【市町村が考慮すべき事項】
 - ・その他環境保全の観点から考慮が必要な事項
 - ・社会的配慮の観点から考慮が必要な事項
- 【再エネポテンシャル】
 - ・パネル設置可能面積、風況等

関係者調整

補助要件等

- ・交付率：3/4
- ・交付上限：2,500万円
- ・交付対象：地方公共団体
- ・実施期間：～令和7年度

※事業内容及び補助要件等は、令和4年度第2次補正予算、令和5年度予算のもの

促進区域設定の技術的支援：促進区域検討支援ツール

- 「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS：Renewable Energy Potential System）」において、各種情報（ポテンシャルや環境情報等）を重ね合わせ、**促進区域の候補地を検討可能なツールを提供。**
- 任意の区域（≒促進区域の候補地）を指定し、区域内のポテンシャル量等を集計可能。

再生可能エネルギー情報提供システム [REPOS(リーボス)]

促進区域検討支援ツール

太陽光（建物系）

太陽光（土地系）

風力（陸上風力）

再生可能エネルギー情報提供システム [REPOS(リーボス)]

再生可能エネルギー情報提供システム [REPOS(リーボス)]

【参考】 地域脱炭素化促進事業のインセンティブ強化①

■ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）

○採択における評価の加点

脱炭素先行地域の選定において、促進区域が設定され、新たな再エネ設備導入に関して周辺住民等との合意形成の見通しがあると判断できる場合、評価の加点要素となる。

■ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）

○採択における評価の加点 <都道府県、市町村>

次の要件を満たす場合、採択における評価の加点要素となる。

- ・都道府県において、地球温暖化対策推進法に基づく促進区域に係る自然的社会的条件に応じた環境配慮基準（都道府県基準）を策定していること。
- ・市区町村において、地球温暖化対策推進法に基づく促進区域を設定していること。

○交付限度額の引き上げ

促進区域など地球温暖化対策推進法第21条第5項各号の内容を全て定めた地方公共団体実行計画を策定する場合、その記載内容に適合した再エネ設備の導入に必要な交付額の分、交付上限額（15億円）を最大20億円まで引上げることが可能。

■ デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）

地方公共団体が実施する「再エネ導入関連事業（再生可能エネルギーの導入と併せて実施し、地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上に資する取組）」が、地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施される、「地域の環境保全の取組」又は「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」に限る）に位置づけられ、地域再生計画にも定められた事業について、一定の要件を満たした上でデジタル田園都市国家構想交付金に申請された場合は、通常の上限申請数を超えて申請できる弾力措置が適用される。

【参考】 地域脱炭素化促進事業のインセンティブ強化②



■ 再エネ特措法（FIT・FIP制度）

① 入札における保証金の免除

地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けた事業については入札における保証金が免除される。

② 陸上風力発電、バイオマス発電、中小水力発電、地熱発電の地域活用要件における活用

- 小規模な陸上風力発電・バイオマス発電・中小水力発電・地熱発電の認定基準である地域活用要件の一つとして、「当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体の名義（第三者との共同名義含む）の取り決めにおいて、当該発電設備による災害時を含む電気又は熱の当該地方公共団体内への供給が、位置付けられているもの」との要件があり、当該要件を満たしている案件については、地域一体型の地域活用電源として、FIT制度による支援の対象となる。
- この「地方公共団体の名義の取り決め」には、地方公共団体から認定を受けた、地域脱炭素化促進事業計画も含まれる。

■ ふるさと融資（地域総合整備資金貸付）

地域振興に資する民間投資を支援するため、都道府県又は市町村が長期の無利子資金を融資する制度である、ふるさと融資制度において、認定地域脱炭素化促進事業については、最も高い融資比率及び融資限度額、雇用要件の特例（都道府県・指定都市「1人以上」）が適用される。

■ 地域未来投資促進法

事業者は、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の申請において、当該計画が地域脱炭素化促進事業の認定を受けている場合、地域脱炭素化促進事業計画の認定書を添付することで、地域脱炭素化促進事業計画と重複する部分の記載を、省略することが可能となる。

【参考】 地域脱炭素化促進事業のインセンティブ強化③

■ 環境省補助事業の加点、優先採択の実施

地球温暖化対策推進法に基づき市町村が定める促進区域内で実施する事業に対して、**審査における優先採択や加点措置の対象となる優遇措置を実施。**

○令和3年度補正予算・令和4年度当初予算対象事業

PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業
 PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業

○令和4年度補正予算対象事業 ※今後も順次拡大予定

地域脱炭素の推進のための交付金	民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち
地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	(1)ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（補助事業のみ対象）
再エネ×電動車の同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業	(2)新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち ①建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業 ②地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業 ④再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業
建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうちレジリエンス強化型の建築物ZEB化支援事業	(4)平時の省CO ₂ と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業 ①直流による建物間融通モデル創出事業